

官報

昭和五十三年四月二十六日

○第八十四回 参議院會議録第十八号

昭和五十三年四月二十六日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十八号

昭和五十三年四月二十六日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況について)

第二 日本国とバングラデシュ人民共和国との間の國際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

第三 日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

第四 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、諸般の件

一、常任委員長辭任の件

一、常任委員長の選舉

一、日程第一

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号

諸般の件 常任委員長辭任の件 常任委員長の選舉 基づく地方財政の状況について

一、原子力基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
一、日程第二より第六まで

○議長(安井謙君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

堀内俊夫君から海外旅行のため来る三十日から八日間、丸谷金保君から海外旅行のため明二十七日から十一日間、喜屋武眞榮君から病氣のため二十一日間、野末陳平君から海外旅行のため来る二十八日から十日間、それぞれ諸般の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(安井謙君) この際、お諮りいたします。

運輸委員長内田善利君から、常任委員長を辭任いたしたいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(安井謙君) つきましては、この際、欠員となりました運輸委員長の選舉を行います。

○原田立君 運輸委員長は、その手續を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○遠藤要君 私は、ただいまの原田君の動議に賛成いたします。

○議長(安井謙君) 原田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、運輸委員長に三木忠雄君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(安井謙君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況について)

加藤自治大臣から發言を求められております。

〔國務大臣加藤武徳君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤武徳君) 地方財政法第三十條の二の規定に基づいて先般政府が国会に提出いたしました地方財政の状況について、その概要を御説明いたします。

まず、昭和五十一年度の地方財政のうち、普通会計の決算について申し上げますと、決算規模は、歳入二十九兆五千三百五十五億円、歳出二十八兆九千七百億円であります。これを前年度と比べますと、歳入において一三・三％、歳出において一二・七％それぞれ増加いたしております。

また、決算収支は、二千八百三十三億円の黒字となっております。前年度と比べますと二千二百一億円の黒字額が増加いたしております。

次に、歳入の内容を見ますと、同年度において、景気がジグザグ型ながらも緩やかな回復を示したこと、また、地方財源不足対策が講じられたこと

により、地方税、地方交付税等の一般財源及び地方債は高い伸びを示しております。

歳入の内容を見ますと、投資的経費の歳出総額に占める割合は前年度より低下しており、他方、義務的経費の歳出総額に占める割合は、人件費についてはある程度の抑制が図られたものの、公債費及び扶助費が大幅に増加したため、前年度を上回り、財政硬直化が依然として続いております。

次に、地方公営企業につきましては、昭和五十一年度の決算規模は、六兆二千九百九十八億円であります。前年度と比べますと六・〇％増加いたしました。収支の状況は依然として厳しく、単年度の純損失は一千九百三十四億円、累積欠損は八千九百三十三億円となっております。

今後の地方財政につきましては、厳しい財政状況のもとにおいて、住民に直結する行政の担い手である地方公共団体が、よくその責務を果たし得ますよう地方財政の充実強化を図るとともに、財政運営に当たりましては財源の重点的配分と行政経費の節減合理化に徹することにより、財政の硬直化を打開し、安定成長下にふさわしい財政運営を確立することが必要であると存じます。

また、現下の経済情勢に対処し景気回復を図るとともに、立ちおくれしている生活関連社会資本を整備し、総合的な地域づくりを進めるため、投資的経費の積極的な拡大とその執行の推進を図ることが当面緊急の課題として強く要請されているところであります。

なお、地方公営企業につきましては、引き続き、経営の合理化を推進し、料金水準の適正化を図るとともに、負担区分制度の適正な運用を図るよう努力を払う必要があると存じます。

以上、地方財政の概況につきまして、その概要を御報告申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(安井謙君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。發言を許します。佐藤三吾君。

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号 国務大臣の報告に関する件(地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況について)

〔佐藤三三君登壇、拍手〕

○佐藤三三君 私は、ただいま報告がございまして昭和五十一年度地方財政の状況について、円高不況のもとでますます危機的様相を深め、国民生活、福祉に重大な影響を与えている地方財政の諸問題を中心に、日本社会党を代表し、総理並びに閣僚各大臣に質問いたします。

御承知のように、いわゆる地方財政白書は、地方財政の実態と問題点を調査解明し、制度と運営の改革に資することを目的として国会に提出されているのであります。地方財政計画と一体をなすきわめて重要な報告であります。残念ながら、最近の白書は、公表時間、内容とも、こうした目的を十分満たしているとは決して言えないのであります。特に、昭和五十年度末の地方財政危機打開の具体策をめぐって国民的関心が高まっていることを考えれば、白書の本来の目的に沿って公表することは政府の重要な課題と言わなければなりません。

こうした立場から今回の白書を見ますと、幾つかの基本的欠陥を有しているばかりか、白書本来の目的から離れて、政府の低福祉・高負担政策の宣伝物となっていると言っても決して過言ではないのであります。

すなわち、まず第一の欠陥は、地方財政計画と決算との比較分析が全くなされていないことである。

昭和五十一年度地方財政計画を策定するに当たって、政府は、交付税特別会計における一兆三千四百一十一億円の借り入れ、財源対策債一兆二千五百億円の発行という二つの借金政策で、二兆六千二百億円と見込んで財源不足を穴埋めしたわけでありましたが、こうした見積りや政策が正しかったかどうかを判断するための計画と決算との比較が欠けているのであります。これでは白書だとはお辞儀にも言えません。

二つには、行政水準の進展度の指標が全く欠落し、当初の達成すべき行政水準と実施された行政

水準との乖離状況が全く示されておりません。こうした内容上の問題に加え、公表時期が遅過ぎることも見逃し得ない問題であります。

一年おくれの決算報告では、現下の財政危機に有効に対処し得ないことは明らかであります。報告時期を一層早めるとともに、大蔵省、自治省にすでに自治体から提出済みの昭和五十一年度決算見込みをあわせて公表すべきであります。

一般的に税負担の引き上げを求めることは不可避だと政府は今回の白書で強調しておりますが、白書本来の目的を満たすことなく、一方的に税負担強化を求めることは決して正しい態度とは言えません。総理並びに自治大臣の率直な見解を明らかにしていただきたいと思います。

次に、私は地方財政計画と決算との乖離の問題についてお尋ねいたします。

五十一年度歳入決算額は、当初見込み額二十五兆七千二百六十八億円から二十九兆五千三百五十五億円となっており、地方財政は、いまだ御報告のように一見好転したかのように見えますが、問題は、その内容であります。歳入増加額の二七％は実に地方債の増発で賄われ、国・自治体間の財政制度の改革による歳入増は一銭もありません。自治体の借金と使用料、手数料の引き上げによって歳入増がなされているのであります。交付税特別会計の借金と財源対策債の発行を加えれば、この一年間における住民の負担増と借金は四兆円も増加したわけであり、地方財政の健全な発展とはおよそ無縁な状況と言わなければなりません。

五十三年度末における地方債残高は約三十六兆円にも上ることが見込まれ、地方交付税における基準財政需要額に占める公債費は三・三％にも達していることを思えば、政府の借金政策はすでに限界に達し、財政制度の改革は不可避であること

を今回の白書は物語っていると考へますが、地方税源の充実という白書の指摘する具体策をお示しただきたいと存じます。

地方交付税制度についても同様であります。白

書は、地方交付税総額の安定的確保を図る必要があると指摘しておりますが、五十年度以来の交付税特別会計における借金政策とは根本的に矛盾していると言わざるを得ません。自治大臣並びに総理の明快な答弁をいただきたいと思ひます。

次に、景気政策と地方財政との関連についてお尋ねいたします。

政府は、五十一年度地方財政計画を策定するに当たって、景気回復を優先し、そのため公共事業及び自治体の単独事業を大幅に増加したと強調されたことは、よもやお忘れでないと思ひます。決算は、こうした政府の言いが全くごまかしであったことを明らかにしているではありませんか。すなわち、補助事業は、四兆二千二百八億円の計画に対し、四千七百五十七億円増加し、四兆六千九百六十五億円と一・三％も増大しておりますが、逆に単独事業は、当初の三兆七千六百三十三億円から二兆九千八百三十一億円と、七千八百二億円の、率にして二〇・七％も落ち込んでいるのであります。

政府がどんなに単独事業を重視したとしても、結果は全く逆であり、大型公共事業中心の景気対策がいかに景気回復に役立っていないか、この白書は証明していると思ひます。政府はこうした冷徹な事実は何と答えるのか、率直な答弁をいただきたいと存じます。

五十三年度においても、政府は公共事業とあわせて単独事業を五兆六千億予定しておりますが、十分な一般財源を保障することなく、公共事業の自治体負担分の九五％を地方債で措置する誘導策を講じておりますが、五十三年度においても五十一年度と同様の結果となることは、火を見るより

明らかなのであります。政府が本当に七％成長を達成しようとするなら、五十一年度の結果を率直に反省し、単独事業の拡大に努力すべきであり、政府の具体策を明らかにすべきであります。

具体的には、公共事業を思い切ってカットし、かねてわが党が提案してきたように、自治体の臨

時雇用創出事業に振り向けるべきであります。

わが党が自治体の雇用創出プランを提出して以来、たとえば高知市において、河川水路等しゅんせつ事業等、額にして約二億円の雇用創出事業として提起し、これを実施すれば十分な雇用増を見込むことができるとして、わが党の雇用創出プランに期待を強く寄せております。

急速な円高によって補正予算必至と言われる今日、大幅減税とあわせ、自治体の雇用創出事業・事業を推進し、もって住民の福祉充実の単独事業を拡大するための補正予算を編成すべきであります。五十一年度白書は、まさにこうした措置の必要性を証明しておると考えますが、総理並びに大蔵、自治両大臣の見解を賜りたいと存じます。

さて、本年度、景気回復の名のもとに、公共下水道や流域下水道の建設が促進されておりますが、政府は、もっぱらつくることのみに目を向け、維持管理の問題については全く無関心であります。具体的に申し上げますと、本年八月供用開始される佐賀市では、維持管理費は一億三千二百

万かかるのでありますが、下水道料金は一千八百万、これに地方交付税の下水道費二千八百万を加えても、八千六百万の赤字であります。建設部門でも、五十三年度支出が四十二億六千万に対し、国庫二十二億、受益者負担金二千六百万、市債四億九千二百万でありまして、十五億四千二百

万の赤字となり、交付税の措置分一億七千万を引いても十四億三千五百万の実質赤字となり、五十六年度までには五十億の赤字が見込まれております。これに対する一般会計からの繰り出しによって佐賀市は再建団体になることが予想されているのであります。下水道整備をすれば財政再建団体が増加するというのは矛盾であり、ましてや、政府の景気政策のツケばかり回されたものでは自治体は

たまったものではありません。下水道建設に対する国庫補助制度の改善はもちろんでありますが、維持管理費に対する抜本的な改善を図るべきであると考へます。建設、自治両大臣のお考えを明ら

かにしていただきたいと存じます。
最後に、私は沖縄の交通方法の変更問題についてお尋ねいたします。

本年七月三十日をもって沖縄県の交通方法は一斉に本土に右へならえするわけでありましたが、交通という県民生活の動脈が一夜にして変更されることは、これまで国民が一人として経験してこなかったことであります。そこには、予測しがたい肉体的、精神的、経済的かつ社会的な損失が生ずるであろうことは想像にたくありません。ひとり沖縄県民のみがこうむるこうした損失に対し、政府は、まず事前に予測し得る県民の損失に對しては完全に補償するとともに、変更後の影響及び損失に對し、国の責任において調査し、補償すべきであると思ひます。

また、交通方法が最後の復帰処理事業であることにかんがみ、沖縄県が要求している交通安全教育センター、交通災害医療センターなど、変更に伴う事業を実施することはもちろんであります。が、広く全県民の苦痛に報ゆる立場から、長年県民が熱望してきた国立文化センターの建設を図るべきであると考えますが、総理並びに沖縄開発庁長官の答弁をいただきたいと思ひます。

以上、私は地方財政の基本的な問題を中心に質問してまいりましたが、政府の率直かつ明快な答弁を期待し、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣福田赳夫君登壇、拍手)

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。五十二年度の地方財政の実績から見ますと、五十三年度の膨大な公共事業、また地方単独事業、これは一体消化できるのかと、こういう危惧の念を示されての御質問でございますが、五十三年度予算では、苦しい財源事情でありますけれども、この膨大な公共事業、地方単独事業、これは景気対策上ぜひやってもいいと、こういうふうに着目して、その財源につきましても、これは十分の手当てをしております。したがって、これは、これが実行できないというようなことは、こ

れはない、御安心をお願いしたい、このように存じます。したがって、どうも七五成長と云うが、この面からどうも問題があるんじゃないか、そのようなお話でございますが、七五成長にこの面から亀裂が生ずるというようなことはございせん。

それから、臨時雇用創出プラン、社会党ではそれを提案しておるが、この方が公共事業中心の政府の計画よりいいんじゃないかと、こういうようなお話でございますが、考え方としては、雇用、これは社会党も政府も同じでございます。これを重視する。ただ、それを実行する方法といたしまして、政府では、雇用も喚起する、しかし同時に、社会施設として後に財産として残る、そういう公共事業を選択しておるわけなんです。そういう、私は、政府のこの諸施策、この方が合理的、効果的であると、こういう見解でございます。自余の問題につきましても関係大臣からお答え申し上げます。(拍手)

(國務大臣加藤武徳君登壇、拍手)

○國務大臣(加藤武徳君) 私の御質問の第一点は、地方財政白書の中で報告が欠落しておるのではないかと、かような御指摘をいたしました。地方財政白書は、従来からも地方財政の状況を決算上の計数に基づきましてできるだけ正確に報告をいたしたいと、かように考えておるのでありますけれども、御指摘のありましたような点につきましては今後の検討課題といたしてまいりたいと、かように考えております。

それから、地方財政白書の提出期限を早め、少なくとも地方財政計画の提出の時期に提出すべきではないか、また、五十一年度の白書の中に五十二年度の決算見込みについても含めて報告すべきではないかと、かような御指摘をいたしました。地方財政白書は、三千三百を超えます地方公共団体からの決算報告に基づいてこれを集計いたしますことは御承知のとおりでございます。で、この結果に基づきまして分析をいたしましたり、ま

た、印刷に相当の日数が必要となります関係上、報告時日を繰り上げますことはきわめて困難だと考えますけれども、なお今後研究いたしてまいりたい。また、五十二年度の決算見込みを含め、これは、地方団体の場合は三月に相当の補正をいたすものでございまして、大幅な補正をいたします事情もございまして、白書の正確を期する上からきわめて困難だと、かように考えております。

それから三番目は、地方財政計画と決算との間の問題点が解明されないで国民に一般的な税負担を求めることはいかがであらうかと、かような御指摘をいたしました。さきに申しましたように、地方財政計画は、できるだけ地方団体における財政の実態に近いものであることが望ましいことは申すまでもないことでございますが、ただ、地方財政計画が現在のような財源不足から脱却をいたすためには、できるだけ早い機会に、税負担の増加を含めまして地方財政制度の根本的な改正をいたしまして、所要の一般財源の確保に努めてまいりたい、かように考えております。

それから四番目は、地方財政計画と決算との乖離についての御指摘をいたしました。御承知のように、地方財政計画は収入、支出の見込みについて策定されるものでございまして、そこで、実際の財政運営の結果であります決算は、歳入、歳出におきますある程度の差が生じ、乖離が生ずることはやむを得ない点もございまして、しかし、昭和四十九年度以降、この差が、乖離が逐次減少いたして、財政計画と決算の差はできるだけ小さいことが望ましいのでございますから、今後とも地方財政計画の策定に当たりましては、合理化を図り、乖離が少なくなるように努めてまいりたいと、かように考えております。

それから五番目は、地方交付税率の引き上げを行うべきではないか、かような御指摘をいたしました。現在の国並びに地方の財政、経済状況は御承知のとおりでございます。交付税率の引き上

げは、いわば恒久的な制度でございすけれども、かような変動期におきましては恒久的な制度をとり得なかつたのでございすけれども、しかし、所要の財源を確保いたしまして、三兆五百億円の財源不足を完全に埋め得まして、財政運営に支障がないように努めてまいっているところでございす。

六番目には、単独事業、五十一年度の三兆円の単独事業を見ると、決算と地方財政計画との間に相当の乖離があるではないか、五十三年度においても五兆円を超える単独事業を予定しているけれども、これで景気の浮揚ができるのか、かようなことでございす。地方におきましては、申すまでもなく、七〇％を超えます公共事業を実施をいたすと同時に、また単独事業にも力を入れまして、きめの細かい配慮をいたしながら生活関連施設等の整備に当たってまいっておるところでございます。地方におきましては、推進本部を設けましたり、あるいは事務的な手続等を簡素化する等の方法をとりまして、いろいろ創意工夫をいたしておりまして、完全消化が可能だと、かように考えており、したがって、地方におきましても景気浮揚に大きく貢献し得る、かように信じておるところでございます。

それから、七番目は、社会党が御提案になつております雇用創出プランの採用についての自治大臣の所見いかんと、かような御指摘をいたしました。失業多発地域におきまして失業者の吸収策は、基本的には公共事業等によって、国の責任において実施することとをたててまいらしておるのでございすけれども、先ほど申しましたように、補完的に単独事業等を大量に消化し得ますような財政政策をとってまいっておるのでございすから、地元におきましても、公共事業の施行につきましても、失業多発地域に重点を置いて考えているのにも違いがございせんし、なおかつ、きめの細かい単独事業等によりまして、失業多発地域におきまして重点的にこれを配分、施行いたす

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号

國務大臣の報告に関する件(地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況について) 議事日程追加の件

五四二

と、かようなことによりまして雇用創出効果を上げていくべきだと、また上げていきつつある、かように信じております。

最後に、下水道の建設につきましても補助金制度や維持管理制度についての御意見やお尋ねでございますけれども、今日の社会資本の立ちおくれの尤なるものが下水道の整備であることは申すまでもないこととございまして、地方といたしましても非常に力を入れてやっておりますが、しかし、これに伴う地方負担が相当の額でありますことは御指摘のとおりでございます。そこで、建設省ともよく相談をいたしながら事を進めていかなければなりませんけれども、使用料の適正化を図ってまいりますとか、あるいは交付税交付金の交付等につきまして格別の配慮をいたしてまいりたい、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山達雄君) 私に対する質問は、いま総理と自治大臣からほとんどお答えいただきましたので、重複を避けて、景気浮揚のために減税はどうかという点についてお答え申し上げます。御承知のように、これは、限りある財源で景気浮揚の効果に最も適するものは公共事業であるということと、それに重点を置かしていただいたわけでございまして、あわせて、住宅対策あるいは投資減税、さらには金利の、公定歩合の思い切った引き下げをいたしまして、そして所期の経済成長を図れると、かように思っております。ところでございまして、大幅な減税ということを目下のところ考えていないのでございます。

ただ、現在国会におきまして、与野党間で三千億の減税、戻し税が審議されておことは御承知のとおりでございます。これに結論が出ました場合には、その結論の結果を踏まえまして、財政当局といたしましては適切な処理をいたしたいと、かように考えておるところでございます。

以上。(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 公共下水道の建設事業についてのお尋ねでございますが、この種事業は、現在他の事業に比して遜色のない高率の補助を行っており、また、その裏負担や、いわゆる単独事業についても高率の地方債で手当てするともに、その元利償還額の半分を地方交付税に算入する等、種々の措置を講じております。また、維持管理費については、使用者の使用料による負担のほか、地方交付税によっても手当てがなされております。したがって、地方負担が特に厳しいという事柄は存じますが、佐藤議員の御質問の佐賀市の事例につきましては、特殊の事情もあると存じますので、行政指導により改善してまいりたいと思っております。(拍手)

〔國務大臣稲村佐近四郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(稲村佐近四郎君) お答えいたします。沖縄県から要請されておりますいわゆる交通方法変更に伴う特別事業の一環としての道路整備につきましましては、実施可能なところから、その緊急性に応じて実施をいたしております。また、交通安全教育センター、交通災害医療センターにつきましては、その要請を踏まえて、各関係省庁あるいは県当局と鋭意連絡をとりつつ検討いたしておりますところでありまして、御指摘の文化センターにつきましては、交通変更に伴う特別事業として要請はされております。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて質疑は終了いたします。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、原子力基本法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。熊谷

國務大臣。

〔國務大臣熊谷三郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(熊谷三郎君) 原子力基本法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

このため、政府といたしましては、安全研究の推進、原子力安全局の設置など安全の確保に十分配慮しつつ、鋭意、原子力開発利用の推進に努めてきたところでありますが、必ずしも期待どおりの進展を見せていない状況であります。

このような状況を打開し、今後とも原子力開発利用を円滑に推進していくためには、原子力に対する国民の信頼を確保し、国民の理解と協力を得るために、さらに万全の努力を払うことが必要であります。

このような考えから、原子力行政体制の基本的なあり方につきましても検討いたしますため、内閣総理大臣のもとに原子力行政懇談会を開催し、各界有識者の御意見を伺うとともに、内閣に原子力行政体制改革強化推進連絡会議を設け、鋭意検討を進めてきたところであります。

その結果、原子力の安全の確保に万全を期しつつ、原子力に対する国民の十分な理解と協力を得るためには、安全の確保に関する事項を所掌する原子力安全委員会の設置及び安全規制行政の一貫化を図ることが必要であるとの結論を得ましたので、原子力基本法等の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容を述べさせていただきます。

第一に、本法律案では、原子炉の設置等に関する安全規制等原子力に係る安全の確保に関する事項を所掌する原子力安全委員会を設置することと

項を所掌する原子力安全委員会を設置することといたしております。

第二に、本法律案は、行政機関における安全規制行政の一貫化を確保し、その責任体制を明確にする必要があることにかんがみ、実用発電用原子炉については通商産業大臣、実用船舶用原子炉については運輸大臣、試験研究用原子炉及び研究開発段階にある原子炉については内閣総理大臣が、それぞれ一貫して原子炉の設置及び運転に関する規制を行うよう改めるとともに、これらの改正に伴う所要の整備を行うものであります。

なお、衆議院におきまして、原子力基本法の原子力開発利用の基本方針に「安全の確保」の字句を加えるほか、原子力安全委員会の強化等につきまして所要の修正がなされております。

以上が、原子力基本法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(加瀬完吉) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございまして、順次発言を許します。松前達郎君。

〔松前達郎君登壇、拍手〕

○松前達郎君 私、日本社会党を代表して、ただいま提案されました原子力基本法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係閣僚に質問を行うものであります。

エネルギー資源に乏しい我が国にとって、今日の生活レベルを維持し、もしくは向上させようとするとき、エネルギーの確保は最も重要な課題であることは言うまでもありません。

本来、原子力基本法が制定された経緯は、昭和三十年十二月、日本社会党と自由民主党の共同提案で、しかも全議員の名前をもって提出されたものと理解をいたしておりますが、その原子力基本法に盛り込まれている原子力開発及び利用に関する基本的精神は、平和・民主・自主・公開の四原則であったはずであります。

当時、提案理由説明の中で、原子力基本法の制定に当たり強く強調された点は、第一に、核兵器

へと発展させない平和利用であるべきであり、第二に、国民の協力を得ることであり、第三には、長期計画の中でわが国の個性を生かさなければならぬことであると思ひます。特に原子力発電の場合、わが国においては、核燃料に天然ウランを用い、減速材に重水あるいは黒鉛を使用するタイプの原子力発電方式が適当であるとし、さらに、燃料を国外から輸入せざるを得ない点などをあわせ考え、原子力利用は自主性を失わぬよう努力しなければならぬと述べておるのであります。

ここで注目しなければならぬことは、その後わが国は、小型で建設期間が短く、しかも建設費が安いアメリカの原子炉を続々と輸入し、いまや日本の原子力発電はアメリカのGE社とウエスチングハウス社の原子炉で独占された形となり、しかも、これらの原子炉は欠陥が多く、いまだに稼働率がきわめて低い現状であります。これに反し、皮肉にも、先ほど申し上げました天然ウランを用い、黒鉛を減速材とするわが国最初の発電用原子炉「東海」は、出力はやや小さいが、今日もお最も高い稼働率で正常な運転を続けていることでもあります。

提案理由の第四は、わが国の有能な学者の協力のもとに原子力開発を行うこととであり、中立の立場から平和利用を推進しようと説明しているのではありません。

これら原子力基本法の原則を踏まえて今日に至るまでの原子力開発を見ますと、平和利用の面では、原子力開発は核拡散防止に関する議論を生んで国際的な問題へと進展し、また一方では、放射性物質の持つ脅威が生活への大きな危険をもたらすものとして問題を提起し、特に安全性に関する問題がクローズアップされてきたのであります。したがって、今日における原子力開発は、平和・自主・民主・公開の四原則と同時に、安全でなければならぬことは言うまでもありません。

まず、総理にお伺いいたしますが、原子力開発に当たり、基本的な原則について、まさか考え方

が変わつておられるとは思ひませんが、総理のお考えと方針をお聞かせいただきたいのであります。

原子力開発は、平和・民主・自主・公開・安全の五つの原則に基づいて行われるべきであると述べましたが、私は、今日までのわが国の原子力開発は、目先の経済効果のみを追求し、手取り早い国外からの技術導入や原子炉輸入に走り、余りにも企業ベースで進められてきた感を抱くものであります。また、民主・公開の原則にしまして、特に安全に関し地域社会や国民の理解と信頼を得るための積極的な努力が足りなかつたことと、公開の原則の基本的問題である原子炉事故にいたしまして、たとえば美浜の一号炉の燃料棒破損事故を四年間も隠蔽するような事態を引き起こしたのであります。必ずしも民主・公開の原則をわきまえての行政であつたとは言えないのであります。このような今日までの行政に対し、総理並びに科学技術庁長官、通産大臣に大きな反省を求めるのであります。

また一方、今日までの原子力行政は、原子力開発をばらばらに進めてきた感を抱かざるを得ないのであります。原子力開発に当たっては、行政と専門が車の両輪のように一つの軸で回つてこそ初めてその効果が発揮できることは言うまでもありません。しかし、いままでの行政においては、行政はひたすらに規制と問題処理に専念し、専門家はただ専門的な立場から意見を具申するのみで、その実態に立ち入つて検討することが少なかつた点が問題であります。しかもその上、発電用原子炉の導入に関する意思決定が業界の力で行われてきて、わが国の原子力行政は全く主導権を確立できなかつたのであります。したがって、その結果として、原子力行政に当たつての責任が不明確となり、行き詰まりを感じさせるようになったのは当然であります。私は、これらの諸問題の解決には、まさに人的環境と科学技術的環境が合つて相乗的な効果を生み出すよう検討改善が行われ

るべきだと考えますが、いかがでしょうか。総理の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、ただ単に専門家や担当者を行政面で異動、再配置するのみでは、原子力開発における安全性の問題は解決しないと思ひますが、いかがでしょうか。

原子力安全委員会の機構が果たして相乗的な効果を生み出すことができるのでありましょうか。問題提起は原子力委員会が行い、データは企業が提出するといった、そういった状況がどのように改善されるかというのでありましょうか、科学技術庁長官の見解をお伺いいたします。

また、うたい文句の原子力安全委員会によるダブルチェックにいたしても、行政の隠れみのになりはしないか。ただ行政をいじつたのみで果たして実効が上がるものかどうか、大変疑問しい面があるのであります。このような機構の中で、専門的な立場から自由な検討と実態との対話、すなわち、机上の論議だけではなく、現場との接触の中での検討がどのように保証されるのでありましょうか。この点について科学技術庁長官及び通産大臣にお伺いいたします。

原子力安全委員会がダブルチェックの機能を十分発揮し、国民の信頼にこたえられるかどうか、また、今後の原子力行政の中でどのような力を持つことになるかは、先ほど述べました人的環境のいかんによつて大きく左右されるものと考えます。安全委員会が行政の隠れみの的存在にならないようにするための委員の選出に関し政府の考えを伺うと同時に、先般衆議院において修正された点につき、通産大臣並びに科学技術庁長官の見解をお伺いいたします。

私は、このたびの原子力基本法等の一部を改正する動きは、原子力船「むつ」の初歩的な放射線漏れが引き金になつたと考えますが、「むつ」についても、安全性につき国民のコンセンサスを得ないままに、ただ母港や修理港をたらい回しにしても問題解決にはなりません。「むつ」問題にしても、

小型原子炉に関する基本的な技術開発と総合的な検討が行われなかつたために生じた問題であり、長期的な計画のもとに自主的に開発が行われ、十分な基礎技術の上に立つてつくり上げられたものであれば、このような事故は起きなかつたのでありましよう。

原子力発電も、わが国の発電用原子炉の稼働率がきわめて低く、その原因の大部分が基礎技術や条件設定などが未完成である点にあると考えられる今日、私は、発電用原子炉はいまだ開発の段階にあると考えます。しかるに、本法案では、通産省、運輸省が原子炉設置に関し許可認可及び必要な命令権を持つことになるのであります。政府は、発電用原子炉はすでに開発段階を終え、商用炉として完成され、十分な機能と安全性が確立しているものと判断されているのかどうか、これについて通産大臣の見解を承りたいと思ひます。

わが国の原子炉に関する技術が未熟である現状のままでは通産省、運輸省が許可認可をすることは、自動車で言えば欠陥車が堂々と町を走り回ることになるのであります。原子力開発は、西ドイツの例にもあるように、自主技術確立のため一步一步慎重に積み重ねる必要があるものであつて、ただ、がむしゃらに促進すればよいというものではないと思ひます。行政的な取り扱ひを変えたり、印象だけは目玉的な安全委員会を設置しても、必ずしもそれだけで安全が確保できるものではないと考えますが、この点について総理並びに科学技術庁長官の所信を伺ひます。

私は、将来のエネルギー対策の一つとして原子力エネルギーを対象として考えることを否定するものではありませんが、その原子力エネルギーの利用にしても、総合的なエネルギー政策が立てられてのこととあります。見方によつては、原子力発電は、ごく短期間に急成長する場合、発電のみを考えるとコストの点では確かに有利ではあります。が、総合的なエネルギー消費の面から見ると必ずしも有利ではなく、かえつてエネルギー収支は

赤字になる場合があるといった見方がございます。わが国に例をとってみますと、たとえば、昭和五十一年の原子力発電の総出力は七百二十六万キロワットであり、これに対し、原子力発電所建設に投入したエネルギーは約五百六十億キロワットアワー、核燃料の精製等のコストは五カ年で約三十六億キロワットアワー、産出したエネルギーは六年間で約七百億キロワットアワーであるので、差し引きしますと、エネルギー収支は、ただか百億キロワットアワー程度にしかならないといふのであります。これは、わが国最初の東海原子力発電所が一基で昭和五十二年まで動いて生産してきたエネルギー約百八億キロワットアワーと同程度しか生産できなかったことになるのであります。このような関係にあるので、現在の不安定な原子炉を急速に建設すると、長期的にはエネルギー収支はかえってマイナスになる場合が起こり得るのであります。

次に、通産大臣にお伺いします。

昭和五十三年度の石油輸入量は昭和五十二年のわずかに〇・八割増であり、きわめて低い増加率を示しております。産業構造の転換を強いられる中で、かつてのエネルギー需給見通しは大きく修正されるような状態となりつつあります。昭和五十二年六月の総合エネルギー調査会のエネルギー需給見通しを再検討し、総合的にエネルギー政策を立て直す必要があると考えますが、いかがでしようか。

高度経済成長時代のように、エネルギーの大量消費によって成長が行われた時代は終わり、成長率が示す数字の割にはエネルギー消費が増加しない時代になったと思います。今後、新しいエネルギー開発と省エネルギーに新しい技術革新が必要となる時代になったと考えますが、本法案を見ますと、総理がかつて提唱され実現できなかった行政改革として、本来国が積極的に行うべき技術革新のななめとしての行政機関を次第に弱体化していくような時代逆行的な感じさえ抱くのですが、こ

の点について総理はどう考えでしようか。
日本社会党は、かつてエネルギー政策として、エネルギー研究開発とエネルギー供給計画、省エネルギー政策を提唱いたしました。政府は、これに対し、昭和五十年になってエネルギー節約に関する法案を提出すると約束したはずであります。いままでは省エネルギー関係法案を作成提出し、省エネルギーに関する研究開発を抜本的に推進する用意があるかどうか、総理にお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣福田赳夫君登壇、拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) 原子力政策を進めるに当たりましては、基本法の平和・自主・民主・公開の原則のほかに、安全がきわめて重要と思つて、所見いかん、このような御質問でございしますが、原子力開発に当たりましては、平和利用に徹し、自主・民主・公開の原則を堅持するとともに、安全を確保することがきわめて重要であることはお説のとおりでございします。衆議院で原子力基本法の基本方針に「安全の確保」が加えられた、私は、大変この修正は時宜を得たものである、妥当なものであると、そのように考えております。原子力安全委員会の設置を機会に、これが再確認されたということだろうと理解しております。今後とも、この修正の趣旨を体しまして、原子力の安全の確保に万全を尽くしてまいります、これが私の見解でございます。

それから、原子力安全委員会の委員の人事を含め、十分安全確保が図られるように運用することをお約束せよというお話でございしますが、このことは、はっきりとお約束を申し上げます。そのようにいたします。

また、同委員会のダブルチェックなどに当たりまして、安全の確保が十分に図られるよう、その運用に万全を期してまいらる考であるということをお申し添えます。

なお、行政機構、エネルギー政策を強力に進めるための行政機構、これが十分でない、弱体であ

る、このようなお話であります。エネルギー政策はこれから長期にわたります。わが国といたしましては本当に大事な問題になってくると、そのように考えておるのであります。その大事な問題に取り組み行政機構、これがどういふ形であるべきかということにつきましては、私もぜひいふんことは腐心をいたしておることとございします。けれども、これはなお、お説のとおりには考え方としては考えておりますので、それをどういふに具体化するか、私も十分検討してまいりたいといふふうに考えております。

自余の問題につきましては所管大臣からお答え申し上げます。(拍手)

(国務大臣熊谷太三郎君登壇、拍手)

○国務大臣(熊谷太三郎君) いろいろお尋ねがございましたが、一つの点は、今日までのわが国の原子力開発が国外からの技術導入やあるいは原子炉輸入に頼つていて、非常に自主の原則が十分確立していないのではないかと、これについてどう反省をしていくかという点かと存じますが、いろいろの関係もありまして、従来は残念ながら十分自主の原則が確立しては必ずしも言えなかつたかと存じますが、この点につきましては、着々とその自主の態勢を固めてきておりまして、たとえば軽水炉の国産を進めてまいりますとか、あるいは純自主技術とも言うべき新型転換炉あるいは高速増殖炉の開発を進めてきているところでありまして、核燃料サイクルの確立に関しましてきわめて重要な濃縮の問題でありますとか、あるいは再処理の問題等につきましても、自主的な研究開発を着々進めているところであります。

それから、一つには、これまでの原子力行政におきまして、事故を隠したりなどして、必ずしもこれまた民主・公開の原則が貫徹されていない点があったのではないかと、これについても十分反省せよといふこととございまして、あるいはそういう点につきまして、これまで万全ではなかつた点もあったと考えますが、こういう点につきましても

今後十分反省いたしまして、そういう点がないように努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、原子力の開発に当たっては、行政と専門を車の両輪として初めて効果が上がると考えるが、その点がおお十分ではないかというお考えでございまして、この点につきましても、今後とも十分そういう点を配慮いたしまして、円滑な推進を図ってまいりたいと、このように考えておるわけであります。

それから、原子力安全委員会によりましてダブルチェックにおいては、ただ机上の論議だけではなしに、よく現場とも接触できる十分な検討が必要ではないか、そういう点が果たして保証されているかどうかという御趣旨の御発言かと存じましたが、これにつきましては、まず現場から必要報告を求めまして、十分検討いたしますとともに、必要な場合には現場の協力を得まして、直接現場にも参つて、いろいろ必要な調査を行うということにいたしているわけでございします。

それから、安公委員会の委員の選出につきましては、先ほど総理大臣からもお答えをいたしましたように、十分完璧な人選をいたしまして万全を期してまいりたいと、このように考えているわけであります。

それから、「むつ」の問題に関しましていろいろ御指摘がございましたが、これに関しましていろいろの批判に対しましては十分反省しているわけでありまして、必要ないろいろな検討を行つてきているところであります。

それから、見かけだけで力を持たない原子力安全委員会ができて果たして安全が確保できるかどうかという御所見も承りましたが、しかし、この原子力安全委員会の人選につきましては、ただいまも申し上げましたように完璧な人選をいたす考えでありますとともに、この原子力問題につきましては何よりも安全が第一であるといふことは今日の世論としてすでに確立している

考えているわけであり。このような世論を背景にいたしまして、原子力安全委員会の決定が十分一般から支持できない、あるいは行政官庁がその規制に服しないというものはあり得ないと考えられておられますが、さらにわれわれ科学技術庁といたしましては、原子力の安全、原子力行政の総合的な官庁といたしまして、こういう点につきまして、さらにわれわれといたしましては原子力安全委員会の決定が十分権威を持って実行できるように協力してまいりたい。これによりましてその安全が十分確保できると考えているわけであり。

それから、原子力発電につきまして、稼働率の低下その他のいろいろな問題から、十分経済面の確保ができないのではないかというふうなお話もございましたが、今日までの段階におきまして、原子力発電が経済的に非常に赤字であるというふうな見解はまだ出ていないのでござい。そのほか、いろいろ原子力行政に関する御要請、御要望等がございましたが、十分その点につきましては御発言の趣旨を体しまして善処してまいりたいと考えてござい。 (拍手)

〔国務大臣河本敏夫登壇、拍手〕
○国務大臣(河本敏夫) ダブルチェックの問題でござい。科学技術庁の長官からもお答えがございましたので、簡単に申し上げますと、原子力安全委員会は普通の諮問委員会よりも強い権能が与えられております。行政府に対する意見の尊重義務、勧告権、こういう権能がござい。私どもは、この観点からもダブルチェックは完全にできると、このように理解をいたしております。

それから次の御質問は、発電用の原子炉はすでに商用炉として完成されたものかどうか、安全性の面からどうかと、こういうお話でござい。安全が、世界の発電用の原子炉の現状から見まして、私どもは、安全性は十分確保されておると、このように考えております。

それから、原子力発電のエネルギー収支について御質問がございましたが、つまり、原子力発電を建設する場合に建設のためのエネルギーが要るわけでありまして、それと建設された後の発電から得られるエネルギーとのバランスはいかんと、こういう御質問でござい。この問題につきましては、一時学者の間ではやかましい議論になっておりましたが、いまのところは一応結末がついておりまして、建設中に使われるエネルギーよりも、発電所が完成をいたしまして運転期間中に生み出される総エネルギーの方がはるかに大きいと、こういうことになっております。

それから、五十三年度の石油輸入量の問題でござい。これが非常に少ないではないか、だから現在の総合エネルギー政策を変更する必要がないかと、こういうお話でござい。確かに、五十三年度の石油輸入量は予定よりも相当減っております。これは、昨年来新しいLNGの輸入が始まったということが一つ、原子力発電が幾つか稼働に入ったということがその理由でござい。しかし、中長期的に見ました場合にはおむね計画の線をおきまして、現在のところ、変更する考えはござい。 (拍手)

なお、省エネルギー法案につきましては、目下関係各省で意見を調整中とござい。調整がつか次第、今国会に提出をいたしたいと考えております。 (拍手)

○副議長(加瀬完吾) 中野明君。
〔中野明君登壇、拍手〕

○中野明君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました原子力基本法の一部改正案に対して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

エネルギーが人間生活に不可欠であり、エネルギーなくして人間の生存はもはや考えられなくなっていることは、ひとしく認めるところでござい。農業の機械化が進むにつれて、石油を離

れて人間の生存に不可欠な食糧生産はあり得ないとさえ考えられる現状もその一例であります。このような中で、石油危機の到来が憂慮されております。昨年、米政府が発表したホワイトハウス・レポート、カーター大統領のエネルギー教書、CIAレポート、さらに国際原子力機関の報告書等々、一九八五年から九〇年ごろに石油生産がピークになることを警告いたしております。しかし、一方では、石油危機はつくられた危機であつて、今世紀中には危機はあり得ないとの意見も出されております。政府は、石油危機の見通しをどう考えておられるのか、またその認識について総理の見解を伺っておきたいと思ひます。

石油ショック以来、石油輸入量の伸びも低くなっておりますが、これは省エネルギーの推進の結果ではなく、長期不況による生産活動の低下のためであり、エネルギー原単位はむしろ上昇いたしております。総理は、景気回復のため内需拡大の必要性を説き、一方においては資源有限時代を迎えて、省エネルギー、省資源の必要性を主張しております。この二つは相反する要素を持ち、内需拡大はエネルギー消費増大につながり、省エネルギー、省資源の推進は景気の回復に逆行するものであります。この問題について総理はいかなる理念を持って対処されるのか、伺っておきたいと思ひます。

私は、内需拡大と省エネルギー、省資源とを同時に達成するためには、エネルギー多消費型の産業構造の改革を進め、エネルギー原単位を低下させる努力をしていかなければならないと考えます。しかし、現実には、輸送部門においても、エネルギーを多量に消費する自動車輸送の比率は年々増大をいたしております。省エネルギー、省資源は一向に進んでおりません。総理は、この省エネルギー、省資源への産業構造の転換についてどのような考えを持っておられるか、お伺いをしたいのであります。また、いわゆる、先ほども質問に出ておりました

た省エネルギー法案、いまだに国会に提出されておられません。これについて再度、通産大臣の所見をお伺いしたいのであります。次に、石油危機を目前に控え、石油にかわるべきエネルギーとしてどのようなものをお考えなのか、お伺いをいたします。

原子力発電はエネルギー消費の約三〇％を占める電力のみしか代替できず、またウラン燃料も石油同様有限であることを考えましたときに、中期的、長期的エネルギー対策についてどう考えておられるのか、総理の考えを伺っておきたいと思ひます。

特に、当面の問題として石油代替エネルギーの第一に考えられている原子力発電所の建設が各地において地元住民の反対に遭い、大きな困難を迎えております。昨日、伊方訴訟の判決が出されましたが、この伊方判決だけで一切原子力発電は安全であるという専断の見解は持つべきではないと思ひます。民主・公開の原則に立てば、一片の判決をもってすべてを律することはまことに危険であります。私は、安全性についての不信は払拭されていないと考えておりますが、総理のこの判決に対する考え方を聞きしたいと思ひます。

さらに、東海第二、福島第二の原発設置についても地元から反対の訴訟が出されておりますが、立地問題と安全性に対する政府の基本方針を通産大臣に伺っておきたいと思ひます。

私は安全運転の実績を示すことが住民の理解と協力を得る第一の道と考えますが、原子力発電所の稼働率をとつてみても、昭和五十二年設備利用率四一・八％が示すとおり、向上するどころか、年々低下をいたしております。そこで、これらの原因と対策及び今後の稼働率の見通しについて通産大臣の見解を伺いたいのであります。

次に、本改正案の内容についてであります。わが党が発表した「新しい時代に対応するエネルギー政策」の中で指摘をしておりますように、現

昭和五十二年四月二十六日 参議院會議録第十八号 原子力基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

在の原子力委員会は、政府の開発優先に追従するおそれが十分にあるため、委員会を「規制」と「開発」の二つの委員会に分割するとともに、安全規制を担当する委員会は、本来なら国家行政組織法上の三権機関とすべきほどの強力な権限と機能を持たせるべきであります。このような見地から改正案を見ますと、従来の原子力委員会を、開発を担当する原子力委員会と、安全を担当する原子力安全委員会に分割することや、規制行政を一貫して責任体制の明確化を図った上、安全委員会がダブルチェックを行う等、一歩前進と評価し得るところもありますが、なおかつ次のような問題が生じてきます。

まず第一は、原子力委員会と原子力安全委員会の対等性の問題であります。

本来、両委員会はそれぞれ開発あるいは安全規制の立場で対等に運営されるべきものであります。一方の委員長は科学技術庁長官たる国務大臣であり、他方は委員の互選により委員長を定めることとなっており、両委員会の対等性に強い疑問を提起される向きもありますが、この点について大臣の見解をお伺いいたします。

第二は、安全規制の一貫化についてであります。

従来、発電用原子力炉の安全審査は原子力委員会が行ってきたのでありますが、安全規制の一貫化によって、一次審査を通産省が担当、安全委員会がダブルチェックをすることになっております。主務官庁が責任を持つという、責任の所在を明確にしている点は評価できますが、原子力発電所を建設するときは、電力会社の所管官庁が安全審査をすることになります。その際、国民に国民の安全の懸念を持たせるようなことがあれば、原子力の開発はさらに困難となってしまうのであります。いまだ国民の不安が払拭されていない現在、通産省がよほど姿勢を正さない限り、また、原子力安全委員会のダブルチェックが基本設計のみでなく詳細設計以降にも及ばない限り、かえって国民の不安を増すことになりはしないかと心配いたしておりますが、いかがでございますでしょうか。

第三は、原子力安全委員会のダブルチェックの方法、制度の問題であります。

安全委員会がダブルチェックをする構想は結構であります。基本設計段階以降の規制について、具体的にどのようなチェックを進めていくのかをお伺いしたいと思います。

また、書類審査のみでなく、立入検査その他の規定が明確でないで、国民が納得するような十分なダブルチェックが行えないのではないかと懸念もありますが、いかがでございますでしょうか。

第四は、安全委員会の下部組織についてであります。

安全委員会の下部組織である原子炉安全専門審査会の専門委員は非常勤になっておりますが、これでは審査が片手間仕事になるといって不安を国民に与えるおそれがあります。この点についてどう考えているのか、今後改善されるものか、伺いたしたいと思います。

第五は、安全委員会のスタッフの問題であります。

専任の事務局に調査室を設け、十一人程度の職員を置くことになっておりますが、この程度の人數、予算で果たして完全な安全審査が期待できるのか、心もとない気がしますが、どのように考えているのでしょうか。

第六番目、公開ヒヤリングを実施するというように言われておりますが、この公開ヒヤリングを具体的にどのように運営しようとしておられるかを伺いたいと思つております。

以上の問題について担当大臣の明快な答弁を求めたいのであります。

最後に、米国の核エネルギー政策のあり方がわが国の原子力平和利用に大きな制限を加えることにならないかが憂慮されております。近く訪米され、カーター大統領と懇談されることとてす

が、特にエネルギー問題についてはカーター大統領に何を要求しようとしておられるのか、総理にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田赳夫君) 答えを申し上げます。

一九九〇年ごろになりますと再び石油危機が来るとの説がある、他方、この危機はつくられた危機である、こういうふうな説もあるが、総理おまえはどういうふうにかえるかと、こういうことではあります。まあ、石油の地下資源でありまして、そしてこれを掘削する、そして消費されてしまふと、私は、こういう状態がそう未来永劫続く得るとは考えません。このような状態がどこまで続くか、いわゆる石油の寿命、これにつきましてもいろいろの見方がありますが、それは、石油掘削、そのコスト、つまり石油の開発の経済性、これをどういうふうに見るかによつてかなり違つてくる問題である、そのように考えておりますが、いずれにいたしましても、まあ新しい二十一世紀、その上半世紀、この世紀においてはそういう問題が起きてくると、こういうふうには思つております。そして、現在掘削可能な経済性を持つて掘削されるこの石油資源、これは非常に貴重なものになる、その貴重なものをそうやすやすと掘つて消耗してしまふというのではいかかであるのかという産油国の心理状態というものは想像にたかくなものであります。そういうことを考えますと、掘削の限界が来るその前に、早く増産限界、もっと掘ろう掘ろうというふうな、そういうことについての限界がやってくるに違いないと、こういうふうに私は思つております。また、これが世界の大体の通説というか、一般的な考え方になつておるわけでありまして、そのような増産限界がいつか来る時点であるかということにつきましても、いろいろ分かれておりますけれども、あと十年前後の時期にはそういう時期が来るのではあるまいかと云われておるのであります。とにかくそういう説が有力になつておりますので、わが国といつたしましては、そういう展望を踏まえましてエネルギー対策を進めていかなきゃならぬ、このように考えております。

それから、省エネルギー政策と内需拡大政策、これは相矛盾するのではないか、これはどういうふうにかへていくのかとおっしゃいます。これは非常に重大な問題と私は受けとめておるのであります。つまり、これから先々を展望しますと、何といつても資源・エネルギー有限時代である、資源・エネルギーを大事に効率よく使うという政策を強力に進めなきゃならぬ、そういうことでございまして、これは景気を浮揚することである、そういうことを考えますときに、私は、政策運営上非常に、これは何というか、むずかしい立場にあるわけでありまして、さあ資源節約、効率化だというふうなことを余り強調しますと当面の景気対策に支障がある、そういうことでございまして、しかし、静かによく考えてみれば、これは資源節約と言いますけれども、決してわれわれが生活の態様を低めようとか、あるいは産業の発展、それを抑えていくとか、そういうことを考へておるわけでもなく、また、考えるべきことではないのであります。産業の開発は進める、また、国民生活の向上、これを進める、進めるが、できるだけ少ないエネルギーをこのために用いて、そしてつまりエネルギーをそういうために最大限効率的に使うということであらうと、こういうふうなふうに思つておられます。効率使用と節約と、限界が非常にむずかしいものから、そこで悩ましいのでございまして、そういうふううに割り切つて国民に訴えるのはなかなかうかつ、そのように考えております。景気が軌道に乗りますれば、声を大にしてエネルギー、エネルギーと言つてもございまして、米国の核不拡散政策がわが国の原子力利用に与

える影響が非常に大きい、今回の訪米でカーター大統領にこの点について何を注文するつもりかと、こういうようなお話をさせていただきますが、これはアメリカの大統領の言う核不拡散政策、私はこれは全面的に賛成でございます。しかし大事なことは、これはわが国の立場ばかりじゃありません、世界全体を踏まえての立場でございます。核の平和利用、これを阻害してはならぬと、このようにかたく考えておりますので、その点は、今回訪米した場合に、カーター大統領に對しては、強く意見を申し上げておつもりでございます。

最後に、伊方判決に対する私の見解を問われましたが、神聖な裁判所の御判断でありますから、これは厳粛に受けとめる、そういう気持ちでございますが、今日の国の主張を認めていただいたことは評価しておりますけれども、今後その内容を慎重に検討したいと考えております。しかし、こういう判決が出たからといって、安全の問題、これを安心するということ、そんな考え方は持っておりません。いよいよ思いを新たにいたしまして安全問題を強力に進める、このような考え方であります。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 省エネルギー法案の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、現在、関係各省間の調整を急いでおるところでございます。エネルギー政策を進めていきます上におきまして、開発と節約、さらに備蓄、これが三本柱でございますので、できるだけ早くまとめまして、今国会に省エネルギー法案を提出をいたしまして御審議を仰ぎたいと思っております。

それから、原子力発電の立地安全問題でございますが、これは、原子力発電を進めます上におきまして一番必要なのは安全性をどう確保するかということ、それから環境の保全、その観点に立ちまして住民との対話を十分続けると、こうい

うことだと思えます。この基本原則の上に立ちまして今後の政策を進めてまいりたいと存じます。次は、原子力発電の稼働率いかんと、この御質問でございますが、五十二年度は稼働率が非常に落ち込んでおります。これは、定期検査中に配管のひび割れ、それから蒸気発生器の細管の漏洩、細い管でございまして、この細管の漏洩等のトラブルが発見されました、その処理に非常に時間がかかったためでございますが、今後は原子力機器等の品質管理を強化してまいりたいと存じます。

そして、五十二年度の稼働率は、時間稼働率で四六・六％、それから設備利用率では四一・八％になっておりましたが、これを五十三年度は、時間稼働率では六五・五％、それから設備利用率では五五・五％まで向上させたいと考えております。

なお、最後に、原子力発電を進める上において通産省の姿勢を正せと、こういう御注意がございましたが、先ほど来申し上げましたように、安全性の問題と環境の問題に對しては十分配慮を払いながら住民の方々の御理解を得たいと考えております。(拍手)

〔國務大臣熊谷三郎君登壇 拍手〕

○國務大臣(熊谷三郎君) 一つは、原子力安全委員長は國務大臣でないから、その権能が十分発揮されないのではないかというお尋ねでございますが、御承知のように、原子力安全委員長も原子力委員長と同様に、それぞれ独立の権能を持っておられるわけでありますから、そういう心配はないと考えております。

〔副議長退席 議長着席〕

それから、事業開発官庁が第一次審査を行う場合に、いろいろ事業開発に傾くのではないかと、懸念をされる方もありというふうなお話でございますが、ただいま通産大臣も言明されましたとおりでありまして、今日、原子力発電所の開発につきましては、何よりも安全を第一に考えるというところは、これはもう厳たる常識でありますから、このような常識は事業開発に直接当たられる官庁とされましても十分配慮されまして、そういう審査を行うこととなると思っておりますので、そういう心配はないと考えているわけでございます。それから、ダブルチェックは具体的にどのような方法で行うかというお尋ねでございますが、これは、行政官庁が安全審査報告書をつくりまして、それを原子力安全委員会において審査する、そういう仕組みになるかと思うわけであります。それから、基本設計以降について原子力安全委員会はどのようなチェックを行うかということでございますが、これは衆議院の修正にもありましたが、その精神を体しまして、各段階において必要に応じて十分なチェックを行っていくものと考えています。

それから、原子力安全委員会は立入検査等を行うということが法文上明らかにされておらないので、これで十分な審査ができるかどうかという御懸念かと存じましたが、明文にはありませんけれども、安全委員会が安全審査を行いますためには、現場調査を含めまして十分関係者から協力を求めることができるようになっておりますので、その点、御安心のできるようダブルチェックが行われるものと確信いたしております。

それから、委員が非常勤の方が多く、これは十分の審査ができないのではないかという御懸念かと存じますが、現在の状況で全部常勤を求めるといことは非常に困難でございますが、十分事務局がこれを補佐いたしまして、円滑かつ完全にその職責が負けるようなやり方をやっていたいと考えているわけであります。

それから、安全委員会のスタッフとして十一名の事務局では非常に少ないではないかというふうな御心配でございますが、必ずしも十分ではないかと存じますが、今後必要に応じてこれを充実してまいる考えがあるということを申し上げておきます。

それから、公開ヒヤリングの具体的な方法について御発言がございましたが、これは御承知かと思いますが、二段階においていたすことになっておりますが、第一段階におきましては電調審の前に通産省が行いますし、第二段階におきましては、安全委員会のダブルチェック前に公開ヒヤリングを実施するわけでございます。そこで、この公開ヒヤリングの内容をいたしまして現在考えておりますことは、地元等の利害関係者を主として中心といたしまして、いわゆる対話方式によってこれを行ってまいりたい、このような考えでございます。

以上御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(安井謙君) 日程第二 日本国とパングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第三 日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長安孫子藤吉君。

審査報告書

日本国とパングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十五日

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、我が国とパングラデシュ人民共和国

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件 外一件 五四八

和国の間で郵便為替の直接交換を行うことを規定したものであつて、この協定の締結により、両国民間の送金の利便を拡充することが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

右

国に提出する。

昭和五十三年四月十八日
内閣総理大臣 福田 赳夫

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件
日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定

日本国政府及びバングラデシュ人民共和国政府

は、
両国の間の国際郵便為替の交換に関する協定を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

日本国とバングラデシュ人民共和国との間に郵便為替を常時交換する。

第二条

郵便為替の交換は、各郵政庁がこのために指定した局を行行。

第三条

1 郵便為替の金額は、両郵政庁間に特別の合意がない限り、払渡国の通貨で表示する。
2 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第四条

1 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に応じ、振出国又は払渡国の法定通貨で行う。
2 各郵政庁は、自国の通貨の払渡国の通貨に対する換算割合を定める。

第五条

1 各郵政庁は、この協定に基づく業務に対して徴収する諸料金を定める権能を有する。
2 各郵政庁は、徴収した諸料金を取得する。もつとも、各郵政庁は、自国で振り出されかつ他方の国に通知された郵便為替の金額の二百分の一に相当する金額を他方の郵政庁に支払う。

第六条

郵便為替の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出国の規則に、払渡しについては払渡国の規則に従う。

第七条

郵便為替は、振出しの日から振出しの日の属する月後六箇月までの間において、払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた郵便為替は、振出国の規則に従つて処理されるために振出国の郵政庁にその金額を返還する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった郵便為替の金額についても、同様とする。

第八条

1 郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの日から振出しの日の属する月後十二箇月までの間において、郵便為替の払渡通知を請求することができる。
2 郵便為替の差出人は、受取人の氏名若しくは住所の訂正若しくは変更又は郵便為替の取戻しを請求することができる。

第九条

郵便為替は、払い渡されておらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に払い戻されない。

第十条

各郵政庁は、郵便為替を直接に交換していない国の郵政庁と他方の郵政庁が郵便為替を交換している場合には、他方の郵政庁の仲介により、両郵政庁間の合意によつて定められる条件でその国の郵政庁と郵便為替を交換することができる。

第十一条

1 郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて、作成され、かつ、決済される。
2 一方の郵政庁が他方の郵政庁に対し関係計算書の受領の日の後六箇月を経過する時まで未決済していない金額については、その時から年五パーセントの率で利子を付ける。

第十二条

いずれの郵政庁も、特別の事情により郵便為替業務の全部又は一部を一時的に停止しなければならない場合には、その旨を、必要なときは電信により、直ちに他方の郵政庁に通知する。

第十三条

この協定の実施を確保するために必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第十四条

1 この協定は、各締約国により、その憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、交換される外交上の公文において両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。
2 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を通告した後十二箇月を経過する時まで、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年四月十四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

園田 直

服部安司

バングラデシュ人民共和国政府のために
ムスタファ・カマル

審査報告書

日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十五日

参議院議長 安井 謙殿

外務委員長 安孫子藤吉

要領書

この協定は、我が国とカナダとの間で小包郵便業務の改善を図ることを規定したものであつて、この協定の締結により、日加両国間の小包郵便物の交換業務が一層円滑に行われると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和五十三年四月十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件
日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とカナダとの間の小包郵便協定
日本国政府及びカナダ政府は、
両国の間の小包郵便業務の改善を図ることを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 日本国とカナダとの間で、この協定に定める条件に従い、平路面路及び航空路により小包郵便物(以下「小包」という。)の交換を行う。

2 各国の郵政庁は、他方の郵政庁の業務において差し出される小包又は配達される小包であつて、自己と小包郵便上の関係を有するいずれかの国に向けられるもの又はその国から発せられるものにつき、自己の業務を経由する経路の権利を保障する。

第二条

両国の間で交換される小包の重量及び大きさの限度は、両郵政庁間の合意によつて定める。

第三条

1 各郵政庁は、その業務において差し出される小包の料金を定める。ただし、この料金は、差出郵政庁の業務における小包の取扱いの費用、両国の間の海路又は航空路による運送の費用及び名あて郵政庁の業務における小包の取扱いについて名あて郵政庁に帰属すべき取得額の合計額を超えないように定める。

2 すべての小包の料金は、返送され又は転送される小包の場合を除くほか、前納しなければならない。

第四条

1 両国の間で交換される小包については、差出郵政庁は、名あて郵政庁に対し、名あて郵政庁

の業務における取扱いの費用を基礎として両郵政庁間の合意によつて定める取得額を支払う。

2 一方の国から発せられ、他方の国を経由して第三国に送付される小包については、差出郵政庁は、仲介郵政庁に対し、仲介郵政庁が負担する経路に係る費用を基礎として両郵政庁間の合意によつて定める取得額を支払う。

3 第三国から発せられ、一方の国を経由して他方の国に開袋で送付される小包については、仲介郵政庁は、名あて郵政庁に対し、名あて郵政庁の業務における取扱いの費用を基礎として両郵政庁間の合意によつて定める取得額を支払う。

4 差立郵政庁は、小包が他方の国の航空業務により運送される場合には、他方の郵政庁に対し、航空運送の費用として、万国郵便連合が定めてい最高限度額と同一の額を支払う。

第五条

1 両郵政庁は、通関料及び保管料並びに以下この協定に規定する業務に係るその他の郵便料金であつてその額がこの協定に定められていないものについては、万国郵便連合の小包郵便物に関する協定に定められている当該業務に係る最高額を限度として、その額を徴収することができる。

2 1に規定する通関料及び保管料は、小包が差出国に返送され又は第三国に転送される場合には、徴収しない。

第六条

1 小包の差出人又は受取人は、差出しの日翌日から起算して一年以内に、差出郵政庁又は名あて郵政庁が定める料金を納付した上で、小包の処理につき取調請求を行うことができる。

2 取調請求は、利用可能な送達のための最も速い線路によつて送達し及び返送するものとし、取調料のほか、その請求が電信によつて送達される場合には電報料を、また、返信が電信によつて送達される場合には返信のための電報料

を、徴収する。

第七条

1 両郵政庁は、普通小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について責任を負わない。もつとも、両郵政庁は、照会を受けた亡失、盗取又は損傷については、調査を行う。

2 小包の差出人は、内容品が損傷しないようにな、また、侵害の明らかな形跡を残さず内容品に手を触れることができることのないよう、小包の確実な包装の確保につき、責任を負う。

第八条

1 小包は、危険性、破壊性、爆発性若しくは加害性のある物質、輸出入禁止の物品若しくは物質又は液体(適当な容器に納められていない場合を除く。)をその内容品とすることができず、また、書状又は名あて国が小包郵便による送達を禁止しているいかなる物品をもその内容品とすることができない。

2 両郵政庁は、自国において小包郵便による送達を禁止している物品の一覧表を交換する。

3 内容品が1及び2の規定により送達を禁止されているものであることが判明した小包は、各国の国内規則に従つて処分する。

4 料金の未納又は不足の書状が小包内に発見された場合には、その書状に対し、料金の未納又は不足の普通郵便物について万国郵便条約に定める料金を課するものとし、その料金は、名あて郵政庁が取得する。

第九条

1 両郵政庁は、差出国に返送される小包、差出人が放棄した小包、全面的に損壊した小包又は第三国に転送される小包につき関税及びその他の課金で郵便料金以外のものが徴収されないよう、それぞれ自国の権限のある当局と協議することを合意する。

2 両郵政庁は、その業務において生じた小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について、

でも、同様の措置をとる。

第十条

1 誤送小包は、再発送郵政庁が利用する送達のための迂回の最も少ない線路により名あて地に送達する。この再発送が小包を差し立てた郵政庁への返送である場合には、差立郵政庁からの小包目録の割当料金の記載は、抹消するものとし、再発送郵政庁は、返送小包目録に単にその小包の記録を行い、かつ、点検状によりその誤りを通知する。

2 その他の場合には、割当料金の記載は、抹消しない。割当料金が再発送の費用として十分でない場合には、再発送郵政庁は、差立郵政庁からの小包目録の当初の割当料金の記載を抹消した上で、新たな送達のための適当な費用を請求するものとし、その旨を点検状により差立郵政庁に通知する。

第十一条

1 受取人の住所の変更があつた場合には、小包は、差出人が転送を拒否していない限り、名あて国内において、また、名あて国外へも、転送することができる。

2 名あて国内における転送は、名あて国の国内規則が認める場合には、受取人の請求により又は職権によつて行うことができる。

3 名あて国外への転送は、受取人の請求によつてのみ行うことができる。この場合において、小包は、新たな運送について必要とされる条件を満たすものでなければならない。

4 1から3までに定める条件に従つて行う転送は、受取人の請求により、航空路によつても行うことができる。ただし、新たな運送に係る航空増料金の納付が保証されることを条件とする。

5 名あて国内において転送される小包については、名あて郵政庁は、国内規則がその転送について徴収を認める料金を受取人から徴収することができる。この料金は、小包が差出国に返送

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号 日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件外一件 五五〇

され又は第三国に転送される場合には、徴収しない。

6 名あて国外へ転送される小包については、配達郵政庁は、受取人が支払うべき料金を課する。この料金は、配達郵政庁、転送郵政庁及び、仲介郵政庁があるときは、各仲介郵政庁に帰属すべき割当料金から成る。転送郵政庁は、最初の仲介郵政庁又は新たな名あて国の郵政庁に自己の割当額を課することにより、これを回収する。ただし、転送小包の新たな運送について課すべき額が転送の際に支払われる場合には、その小包は、再発送国から名あて国にあてて新たに差し出されたものとして取り扱うものとし、小包の料金を受取人に課することなく配達する。

第十二条
1 小包の差出人は、その差出しの時に、あて名に配達することができない場合における小包の処理に關し指示をすることができるとし、指示に關する細目は、両郵政庁間の合意によつて定める。

2 配達不能の小包は、差出人が1の規定による指示をしなかつたものである場合又は差出人の指示によつても配達することができなかったものである場合には、予告なしに、差出人の費用で差出人に返送する。配達不能の航空小包の差出人への返送は、差出人が自己の費用で航空路によつて返送することを指示する場合を除くほか、平路面路によつて行う。

2 差出人に返送することができない配達不能の小包は、名あて国の国内規則に従つて取り扱う。

第十三条
小包の内容品は、損壊のおそれ又は腐敗の著しいおそれがある場合には、予告なしに、司法上の手続を経ることなく権利者のために直ちに売却し又は各国の国内規則に定める他の方法で処分することができる。

第十四条
両国の間で交換される小包は、附属書の規定に従い、価格表記とすることができ。

第十五条
この協定の実施に必要な細目は、両郵政庁間の合意によつて定める。

第十六条
1 この協定は、千九百五十六年二月十六日に東京及び同年三月二十日にオタワで署名された日本国とカナダとの間の小包郵便協定（附属書を含む）を廃棄し、かつ、これに代わるものとする。

2 この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、交換される外交上の公文において両締約国が合意する日に効力を生ずる。

3 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を通告した後六箇月を経過する時まで、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、名目の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年四月十一日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

園田 直
服部安司

カナダ政府のために

ブルース・ランキン

附属書

日本国とカナダとの間の小包郵便物の価格表記に関する規定
賠償金は、不可抗力の場合を除くほか、日本

国とカナダとの間で交換される価格表記小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について、亡失、盗取又は損傷の実額を限度として、差出人又は差出人の請求により受取人に支払う。もつとも、差出人の請求は、その業務において引き受けた価格表記小包について生じた亡失、盗取又は損傷が郵便業務の取扱中の不可抗力に起因するものであると認められた場合において、名あて郵政庁に対して求償することなく、価格表記小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について差出人に賠償することができ。

2 各郵政庁は、その業務において生じた価格表記小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について、責任を負う。

3 価格表記金額の最高限度は、両郵政庁間の合意によつて定める。

4 価格表記料は、差出人郵政庁が差立小包について定める。

5 価格表記小包の差出人に対しては、その差出しの時に無料で受領証を交付する。

6 両郵政庁は、価格表記小包の内容品として引き受けることができない品目を合意によつて定めることができる。

7 小包は、その内容品の実額の価格を超える金額を価格表記とすることはできない。

8 外部に損傷の形跡がなく配達され、かつ、受取人が受領した小包の損害（内容品の盗取を含む。）については、賠償金は、支払われない。

9 賠償の請求は、小包の差出しの日から一年以内に行わなければならない。また、いかなる場合にも、その請求書には、価格表記小包の受領証を添付しなければならない。

10 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合には、賠償金は、支払われない。

11 賠償金は、間接の損失又は実現されなかつた利益については、支払われない。

12 小包の亡失又はその内容品の全面的な損壊若しくは全部の盗取について賠償金が支払われる場合には、差出人は、納付した郵便料金の還付を受ける権利を有する。ただし、価格表記料は、いかなる場合にも、還付しない。

13 価格表記小包の差出人は、その差出しの時に、差出人郵政庁が定める料金を納付した上で、受取通知を請求することができる。名あて局は、小包の配達の後直ちに、正当に記入された受取通知を返送するための最も速い線路により、無料で、差出人が表示したあて名に返送する。

〔安孫子藤吉君登壇、拍手〕

○安孫子藤吉君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、バングラデシュとの郵便為替協定は、わが国とバングラデシュとの間で郵便為替を直接交換するため、交換の方式、表示通貨、料金等について定めたものであります。

次に、カナダとの小包郵便協定は、わが国とカナダとの間で小包郵便を直接交換するために締結している現行の日加小包郵便協定を全面的に改正し、小包郵便物の取り扱い等に関して万国郵便連合の小包郵便協定との間に生じている差異をなくそうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は會議録によつて御承知を願います。

昨二十五日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（安井謙吉） これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（安井謙吉） 総員起立と認めます。よつ

て、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第四 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長崎均君。

審査報告書

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十五日

大蔵委員長 崎均
参議院議長 安井 謙吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における財政事情に顧み、今次の税制改正の一環として、清酒特級及び一級、しょうちゆう甲類、みりん本直し、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキール類並びに雑酒に対する従量税率を引き上げるほか、こうじの製造又は販売業の開業等の申告の廃止等所要の規定の整備を行うとともに、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資するため酒造組合中央会の事業の範囲等について所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十三年度約千七百七十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、留意すべきである。

一 清酒が伝統ある民族酒であることにかんがみ、清酒製造業に対し、原料事情の特殊性、業態の特殊性に留意しつつ指導・育成に努めること。

一 清酒原料用の政府管理米の売却に当つては、できる限り新米をあてるように努力すること。

一 酒類の特性に配慮し、正常取引を維持するため、必要に応じ流通等のあり方について行政上及び制度上の措置を講ずるよう努力すること。

一 今回の酒税の改訂が小売価格の不当な値上げにつながらないよう十分に指導すること。

一 酒類にアルコールを添加した場合の表示方法については、清酒の場合と同様、他の酒類においても不当景品類及び不当表示防止法の趣旨に即して適正な表示が行われるよう指導すること。右決議する。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月六日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙吉

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(酒税法の一部改正)

第一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中、「第八条第三号及び第十八

条第一項第二号」を「及び第八条第三号」に改め、同条第八号中「左に」を「次に」に改め、「二十一度未満」の下に「(イ)に掲げる酒類については、エキス分の度数を問わない。」を加える。

第十八条の見出し中「こうじの製造又は販売業の開業等」を「販売場を設けていない酒類販売業者の住所の移転」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「又はこうじの販売業者」を削り、同項を同条とする。

第十九条の見出し中「相続等」を「相続」に改め、同条第一項中「第四項において同じ。」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第二十二条第一項第一号中「三十四万九千円」を「四十一万八千円」に、「二十六万七千七百円」を「三十一万七千五百四十円」に、「二十万四千円」を「二十一万四千二百円」に、「一万二千九百三十円」を「一万三千八百二十円」に、「十四万八千六百八十円」を「十五万八千九百二十円」に改め、

同項第三号中「四万八千六百円」を「五万三千四百円」に、「二千七百三十円」を「二千九百九十円」に、「六万二千二百五十円」を「六万八千三百五十円」に、「一万三千二百二十円」を「一万三千三百七十円」に、「三万五千円」を「三万八千五百円」に改め、

同項第四号中「五万五千三百円」を「五万八千円」に、「二千五百二十円」を「二千六百四十円」に、「三万百円」を「三万六千六百円」に改め、同項第五号中「十二万九千六百円」を「十六万七千七百円」に改め、

同項第六号中「七万七千円」を「九万五千七百円」に、「二万九千三百円」を「三万六千二百円」に、「二万四千円」を「二万九千八百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に、「四千九百円」を「六千八百八十円」に改め、

同項第七号中「百十三万六千九百円」を「百四十一万三千三百円」に、「三万四千四百六十円」を「三万四千四百六十円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

「一万八千円」を「二万二千三百七十円」に改め、

同項第八号中「十四万八千円」を「十八万三千九百円」に、「二万八千円」を「二万二千三百七十円」に、「五十二万五千四百円」を「六十五万二千八百円」に、「二万三千二百四十円」を「二万八千八百八十円」に、「百十三万六千九百円」を「百四十一万三千三百円」に、「二万四千四百六十円」を「三万四千四百六十円」に、「十八万七千円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万四千九百円」に改め、

五五二

以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを指定日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四条各号に掲げる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十六年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、新法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に当該酒類は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合（当該酒類で酒類販売業者から返品されたものがその者の他の酒類の製造場に移入された場合その他政令で定める場合を含む。）同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒税製造者

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒税額をその移入した製造場から更に移出した場合

（罰則に係る経過措置）
第七條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に係る経過措置）
第七條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（嶋崎均君登壇 拍手）

○嶋崎均君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における財政事情等に顧み、今次税制改正の一環として、酒税について税負担の増加を求めるとともに、清酒製造業の経営基盤の安定化、近代化に資するため、日本酒造組合中央会の事業範囲を拡大する等、所要の措置を講じようとするものであります。

すなわち、酒税法の改正では、酒税に対する従量税率を、ビール、果実酒、ウイスキー等については二・四・三％程度引き上げ、清酒等については、原料米の値上がり、消費の態様等の事情を勘案して、清酒特級一七・五％、清酒一級六・九％等の引き上げ率とし、清酒二級、しょうちゅう乙類等は現行税率を据え置くなど、所要の調整を行うこととしております。

委員会におきましては、清酒製造業の原料事情及び業態の特異性、円高及び関税引き下げ効果による輸入酒の国内市場への影響、諸外国における酒税に対する税制と付加価値税との調整の実態、従価税率を据え置く理由、酒税の表示問題等について質疑が行われたほか、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して嶋山篤委員より、公明党を代表して堀田啓典委員より、日本共産党を代表して佐藤昭夫委員より、民社党を代表して中村利次委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して細川護国院議員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、清酒製造業の原料事情の特殊性、業態の特異性に留意しつつ、その指導育成に努めること、酒税の改定が小売価格の不当な値上げにつながらないよう十分に指導すること等五項目にわたり、各派共同提案に係る附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（安井謙君） これより採決を行います。本案に賛成の諸君は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（安井謙君） 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（安井謙君） これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（安井謙君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

青色票

二百十五票

二百二十三票

九十二票

よって、本案は可決されました。（拍手）

賛成者（白色票）氏名

安孫子藤吉君

浅野 哲君

伊江 朝雄君

石破 二郎君

糸山英太郎君

岩崎 純三君

植木 光教君

衛藤征士郎君

遠藤 政夫君

大石 武一君

大鷹 淑子君

岡田 広君

加藤 武徳君

片山 正英君

金丸 三郎君

亀井 久興君

木村 睦男君

久次米健太郎君

百二十三票

青井 政美君

井上 吉夫君

岩動 道行君

石本 茂君

岩上 二郎君

上原 正吉君

江藤 智君

遠藤 要君

小澤 太郎君

大島 友治君

大谷藤之助君

長田 裕二君

梶木 又三君

金井 元彦君

上條 勝久君

河本嘉久蔵君

北 修二君

楠 正俊君

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

五五四

熊谷 太三郎君	熊谷 弘君
源田 実君	小林 国司君
古賀 雷四郎君	後藤 正夫君
郡 祐一君	佐々木 満君
佐藤 信二君	斎藤 榮三郎君
斎藤 十朗君	坂野 重信君
坂元 親男君	山東 昭子君
志村 零子君	嶋崎 均君
下条 進一郎君	新谷 寅三郎君
菅野 儀作君	鈴木 正一君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君
園田 清充君	田代 由紀男君
田原 武雄君	高橋 圭三君
高橋 譽富君	高平 公友君
竹内 潔君	塚田 十一郎君
土屋 義彦君	寺下 岩藏君
戸塚 進也君	徳永 正利君
内藤 三郎君	中西 一郎君
中村 啓一君	中村 太郎君
中村 慎二君	中山 太郎君
永野 殿雄君	夏目 忠雄君
鍋島 直紹君	成相 善十君
西村 尚治君	野呂 田芳成君
長谷川 信君	秦野 章君
初村 滝一郎君	鳩山 威一郎君
林 寛子君	林 道君
原文 兵衛君	松垣 徳太郎君
平井 卓志君	福岡 日出麿君

反対者(青色票)氏名

九十二名

福島 茂夫君	藤井 裕久君
藤川 一秋君	藤田 正明君
二木 謙吾君	降矢 敬義君
降矢 敬雄君	細川 護昭君
堀内 俊夫君	堀江 正夫君
真鍋 賢二君	前田 勲男君
増岡 康治君	増田 盛君
町村 金五君	丸茂 重貞君
三善 信二君	宮田 輝君
最上 進君	望月 邦夫君
森下 泰君	八木 一郎君
安田 隆明君	山崎 竜男君
山内 一郎君	山本 富雄君
吉田 実君	市川 房枝君
有田 一寿君	柿沢 弘治君
森田 重郎君	

佐藤 三吾君	坂倉 藤吾君
田中 寿美子君	高杉 勉忠君
竹田 四郎君	対馬 孝且君
寺田 熊雄君	戸叶 武君
野口 忠夫君	浜本 万三君
福岡 知之君	藤田 進君
松前 達郎君	村沢 牧君
村田 秀三君	目黒 今朝次郎君
安恒 良一君	安永 英雄君
山崎 昇君	吉田 忠三郎君
吉田 正雄君	和田 静夫君
阿部 憲一君	相沢 武彦君
和泉 照雄君	太田 淳夫君
柏原 ヤス君	上林 繁次郎君
黒柳 明君	桑名 義治君
小平 芳平君	塩出 啓典君
渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君
多田 省吾君	中尾 辰義君
中野 明君	二宮 文造君
馬場 富君	原田 立君
藤原 房雄君	三木 忠雄君
峯山 昭範君	宮崎 正義君
矢原 秀男君	市川 正一君
小笠原 貞子君	神谷 信之助君
河田 賢治君	沓脱 タケ子君
小巻 敏雄君	佐藤 昭夫君
立木 洋君	内藤 功君
橋本 敦君	安武 洋子君

山中 郁子君	渡辺 武君
井上 計君	木島 則夫君
栗林 卓司君	三治 重信君
田淵 哲也君	中村 利次君
藤井 恒男君	柳澤 鍊造君
青島 幸男君	下村 泰君
野末 陳平君	江田 五月君
秦 豊君	加瀬 完君

○議長(安井謙君) 日程第五 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長栗原俊夫君。

審査報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十五日

通信委員長 栗原 俊夫

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金の運用範囲を拡大するとともに、資金運用部に預託された積立金及び余裕金に対して付する利子の利率の算出方法等を改善しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の各項の実施につとめるべきである。

一、簡易保険の募集については、加入者利益の擁護をはかるため、今後とも節度ある募集活動が行われるよう十分配慮すること。

一、簡保会計の余裕金を郵政省が直接運用する制度の実現についてさらに積極的に検討するとともに、積立金の運用制度の改善についても引続き努力し、加入者利益の増進をはかること。

右決議する。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月十三日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正）

第一条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第一号、第三号及び第五号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第六号中「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行」を「銀行」に改め、同項第八号中「貸付」を「貸付け」に改める。（資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 資金運用部資金法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 簡易生命保険及び郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第八条の規定により昭和五十二年以後に資金運用部に預託された資金（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第七項の規定による預託金となつたものを含む）の期間が一年未満のものを除く。以下この項において「預託金」という。）

に対しては、法第四条第三項及び第四項の規定にかかわらず、昭和五十三年以後当分の間、年五分九厘（当該預託金が同条第四項第三号から第五号までの規定により利子を付するものであるときは、年五分四厘）の利率に

附則第四項の規定により付する特別の利子の利率と同一の利率（その利率が年一厘未満であるときは、年一厘）を加算した率に相当する利率により利子を付する。ただし、約定期間が七年以上の預託金（約定期間満了前に払戻しをするものを除く）、預託後一年未満の期間内に払戻しをする預託金、預託されてい

た期間が一年以上七年未満の預託金で第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以上である場合に払戻しをするもの及び預託されていた期間が一年以上七年未満の預託金で、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額未満でありその差額が当該預託金の額以下である場合に払戻しをするものうち当該差額に相当する部分

以外の部分に対しては、この限りでない。

一 当該預託金の払戻しの直前までに当該年度において払戻しをした預託金の合計額
二 当該預託金の払戻しの直前において簡易生命保険及び郵便年金特別会計法第八条の規定により当該年度分の余裕金として預託されている資金（約定期間が一年未満のものを除く）の額

附則第七項中「前項各号の規定による利子」を「前項の規定により付する利子」に改め、「払戻しをする日」の下に「のほか、毎年三月三十一日及び九月三十日」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔栗原俊夫君登壇、拍手〕

○栗原俊夫君 ただいま議題となりました法律案について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、簡易生命保険等の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険等の積立金の金融債への運用範囲を現在発行が認められているすべての金融債に拡大するとともに、資金運用部に預託された簡保資金のうち一定の要件を満たすものに付される利子の利率については、現在年六％と固定されておりますものを弾力化し、年五・九％の利率に、約定期間七年以上の預託金に付される特別利子の利率と同率の利率を加算したものに改める

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号 恩給法等の一部を改正する法律案

こと、などを内容とするものであります。

委員会におきましては、簡易生命保険事業における特別会計余剰金の郵政省による自主運用問題、資金運用利回りの向上策、加入者福祉施設運営のあり方、その他各般の問題について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、委員会は全会一致をもって二項目にわたる附帯決議を付することといたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第六 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長塚田十一郎君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十五日

内閣委員長 塚田十一郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、現行の恩給年額を昭和五十三年四月分以降五・九%ないし七・二%増額するほか、普通恩給等の最低保障額の増額等を行うとともに、老齢者等の恩給年額についての特例の改善、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和、普通恩給と併給される傷病年金等の減額制の廃止、断続實在職年三年以上の旧軍人等に対する一時金の支給等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約一千六十五億円であつて、昭和五十三年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう

配慮すること。

一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げを図ること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその改善を図ること。

一、旧軍人と一般文官との間の仮定俸給年額の格付是正を行うこと。

一、加算年の金額計算への算入及び加算減算率についてさらに改善を図ること。

一、戦地勤務に服した日本赤十字社の救護看護婦等については、旧軍人、軍属に準じ、適切な救済措置を講ずること。

一、恩給に対する所得税法上の手続きについては、他の公的年金と同様の取扱いをするよう配慮すること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ第四項中「百二十三万円」を「百三十二万円」に、「六百十五万円」を「六百六十万円」に、「七百三十八万円」を「七百九十二万円」に改める。

第六十五条第二項中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万四千円」に改め、同条第六項中「十二万円」を「十五万円」に改める。

第七十五条第二項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に改める。

別表第二号表中「二、七三六、〇〇〇円」を「二、九九二、〇〇〇円」に、「二、二三九、〇〇〇円」を「二、四六〇、〇〇〇円」に、「一、八〇〇、〇〇〇円」を「一、九八九、〇〇〇円」に、「一、三八二、〇〇〇円」を「一、五三一、〇〇〇円」に、「一、〇七四、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、八三九、〇〇〇円」を「九四九、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「二、九一一、〇〇〇円」を「三、一八三、〇〇〇円」に、「二、四一五、〇〇〇円」を「二、六四一、〇〇〇円」に、「二、一〇七、〇〇〇円」を「二、二六五、〇〇〇円」に、

「一、七〇二、〇〇〇円」を「一、八六一、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円」を「一、四九三、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、〇二〇、三〇〇円」を

「三、三三三、〇〇〇円」に、「一、七八五、四〇〇円」を「一、九八一、七〇〇円」に、「二、六六七、二〇〇円」を「二、八五五、二〇〇円」に、「一、五七三、六〇〇円」を「一、七五五、一〇〇円」に、「一、八〇五、七〇〇円」を「一、九三三、四〇〇円」に、「一、七二〇、四〇〇円」を「一、八四二、一〇〇円」に、「一、五四八、二〇〇円」を「一、六五七、九〇〇円」に、「一、二六〇、一〇〇円」を「一、三四九、六〇〇円」に、「一、二二一、一〇〇円」を「一、一九七、二〇〇円」に、「一、一三〇、四〇〇円」を「一、一一〇、八〇〇円」に、「一、〇九八、五〇〇円」を「一、一七六、七〇〇円」に、「一、〇六五、六〇〇円」を「一、一四一、五〇〇円」に、「九三六、五〇〇円」を「一、〇〇三、四〇〇円」に、「八二九、五〇〇円」を「八八八、九〇〇円」に、「八〇〇、一〇〇円」を「八五七、四〇〇円」に、「七七九、三〇〇円」を「八三五、二〇〇円」に、「七六〇、九〇〇円」を「八一五、五〇〇円」に、「七四二、七〇〇円」を「七九六、〇〇〇円」に、「七二三、三〇〇円」を「七六四、五〇〇円」に、「六九六、〇〇〇円」を「八〇四、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、〇二〇、三〇〇円」を

「三、三三三、〇〇〇円」に、「一、七八五、四〇〇円」を「一、九八一、七〇〇円」に、「二、六六七、二〇〇円」を「二、八五五、二〇〇円」に、「一、五七三、六〇〇円」を「一、七五五、一〇〇円」に、「一、八〇五、七〇〇円」を「一、九三三、四〇〇円」に、「一、五四八、二〇〇円」を「一、六五七、九〇〇円」に、「一、四六八、八〇〇円」を「一、五七三、九〇〇円」に、「一、二二〇、四〇〇円」を「一、二九七、二〇〇円」に、「一、一三〇、四〇〇円」を「一、二二〇、八〇〇円」に、「一、〇六五、六〇〇円」を「一、一四一、五〇〇円」に、「一、〇〇〇、三〇〇円」を「一、〇七二、六〇〇円」に、「九三六、五〇〇円」を「一、〇〇三、四〇〇円」に、「九〇七、五〇〇円」を「九七二、三〇〇円」に、「八五五、〇〇〇円」を「九一六、二〇〇円」に、「七六〇、九〇〇円」を「八一五、五〇〇円」に、「七四二、七〇〇円」を「七九六、〇〇〇円」に、「七二三、三〇〇円」を「七六四、五〇〇円」に、「五二二、〇〇〇円」を「六〇三、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「准士官」を「大尉」に改める。

附則第十四条第三項中「前項」を「前二項」に、

「五十五歳以上六十歳未満の者にあつては」百五

十分の三」と、六十歳以上の者にあつては「百五十分の一・五」を「百五十分の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する普通恩給を除き、實在職年の年数が普通恩給についての所要最長在職年数未満の旧軍人又は旧准軍人で、六十歳以上のものに給する普通恩給及び實在職年の年数が普通恩給についての所要最長在職年数未満の旧軍人又は旧准軍人の遺族で、六十歳以上

のものに給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給についての第一項第三号の規定の適用に関しては、同号に定める率は、百五十分の五とする。

附則第二十二條の三中「八万四千円」を「九万六千円」に改める。

附則第二十七條ただし書中「六十九万六千円」を「八十万四千円」に、「五十二万二千円」を「六十万三千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	仮 定 俸 給 年 額
大將		四、九八七、二〇〇円
中將		四、二〇〇、一〇〇円
少將		三、三一一、七〇〇円
大佐		二、八五五、二〇〇円
中佐		二、七三〇、〇〇〇円
少佐		二、一二五、七〇〇円
大尉		一、七九四、六〇〇円
中尉		一、四一九、三〇〇円
少尉		一、二二〇、八〇〇円
准士官		一、一一四、三〇〇円
曹長又は上等兵曹		九一六、二〇〇円
軍曹又は一等兵曹		八五七、四〇〇円
伍長又は二等兵曹		八三五、二〇〇円

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号 恩給法等の一部を改正する法律案

兵

七六四、五〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四から附則別表第七までを次のように改める。

附則別表第四(附則第二十二条関係)

傷病の程度	年	額
第七項 症		八八二、〇〇〇円

附則別表第五(附則第二十二条関係)

傷病の程度	年	額
第一款 症		八〇五、〇〇〇円
第二款 症		六二七、〇〇〇円
第三款 症		四九三、〇〇〇円
第四款 症		四三七、〇〇〇円

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
四、九八七、二〇〇円	四、八三一、五〇〇円	
四、二〇〇、一〇〇円	四、一一五、七〇〇円	
三、三一一、七〇〇円	三、二二三、〇〇〇円	
二、八五五、二〇〇円	二、七五五、一〇〇円	
二、七三〇、〇〇〇円	二、六〇二、〇〇〇円	
二、一二五、七〇〇円	二、〇四九、五〇〇円	
一、七九四、六〇〇円	一、六五七、九〇〇円	
一、四二九、三〇〇円	一、二九七、二〇〇円	
一、二二〇、八〇〇円	一、一四一、五〇〇円	
一、一一四、三〇〇円	一、〇〇三、四〇〇円	

附則別表第七(附則第十三条関係)

九一六、二〇〇円	八三五、二〇〇円
八五七、四〇〇円	七九六、〇〇〇円
八三五、二〇〇円	七六四、五〇〇円
七六四、五〇〇円	六七二、四〇〇円

仮定俸給年額	金	額
一、七九四、六〇〇円	一、七四九、四〇〇円	
一、四一九、三〇〇円	一、三四九、六〇〇円	
一、二二〇、八〇〇円	一、一七六、七〇〇円	
一、一一四、三〇〇円	一、〇七一、六〇〇円	
九一六、二〇〇円	八八八、九〇〇円	
八五七、四〇〇円	八三五、二〇〇円	
八三五、二〇〇円	八一五、五〇〇円	
七六四、五〇〇円	七三三、八〇〇円	

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「五十二万二千元」を「六十万三千元」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十二年四月分」を「昭和五十三年四月分」に改め、同項の(イ)の表中「五八九、〇〇〇円」を「六二二、〇〇〇円」に、「四四一、八〇〇円」を「四六六、五〇〇円」に、「二九四、五〇〇円」を「三一一、〇〇〇円」に改め、同項の(ロ)の表中「三三〇、〇〇〇円」を「三六〇、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に、「一六〇、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「二九四、五〇〇円」を「三一一、〇〇〇円」に、「二二〇、九〇〇円」を「二四一、三〇〇円」に改める。

に、「二四七、三〇〇円」を「一五五、五〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表を次のように改める。

不具 特 別 項 目	不具 疾 又 は 傷 病 の 程 度	年 額
第一項	症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第二項	症	二、二四四、〇〇〇円
第三項	症	一、八四五、〇〇〇円
第四項	症	一、四九一、八〇〇円
第五項	症	一、一四八、三〇〇円
第六項	症	九〇〇、八〇〇円
第七項	症	七一一、八〇〇円
第八項	症	六六一、五〇〇円
第九項	症	六〇三、八〇〇円
第十項	症	四七〇、三〇〇円
第十一项	症	三六九、八〇〇円
第十二項	症	三三七、八〇〇円

附則第十三条第三項中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に改め、同条第四項中「十二万円」を「十五万円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「昭和四十九年九月分」を「昭

和五十三年六月分」に、「八十歳以上の者に給する普通恩給又は八十歳以上の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十年八月分以降の年額についてはその超える年数が十年に達するまで、八十歳未満の者に給する普通恩給又は八十歳未満の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十一年七月分以降の年額についてはその超える年数

が五年に達するまでは三分の二を「その超える年数が十三年に達するまでは、三分の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する普通恩給又は扶助料の昭和五十二年五月分までの年額については、なお従前の例による。

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項及び第二項中「六万円」を「七万二千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる扶助料の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の扶助料の年額を控除した額とする。

一 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料 八十五万二千円

二 恩給法第七十五条第一項第三号又は法律第七十七号第三条に規定する扶助料 六十五万五千円

附則第十五条第二項中「十二万円」を「十三万五千円」に、「九万円」を「十万三千三百円」に改める。

附則

(施行期日)〇等

公布の日
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中恩給法第六十五条第六項の改正規定、第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第十三条第二項及び附則別表第七の改正規定、第五条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三条第四項の改正規定、第六条並びに第七条(恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十五条第二項の改正規定を除く。) 昭和五十三年六月一日

二 第二条中法律第百五十五号附則第十四条第三項の改正規定及び同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十五条 昭和五十三年十月一日

2
第一条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項、第六十五条第二項、第七十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一及び附則別表第四から附則別表第六までの規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律(以下「法律第百七十七号」という。)第三条第二項ただし書の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。)附則第八条第一項及び第四項の規定、第五条の

五五九

規定による改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項及び第三項の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員（法律第五百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）若しくは公務員に準ずる者（法律第五百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五百五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十三条において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、別表第四号表中「八〇四、〇〇〇円」とあるのは「七四六、〇〇〇円」と、別表第五号表中「六〇三、〇〇〇円」とあるのは「五五九、五〇〇円」とする。

3 昭和五十三年三月三十一日において現に受けてゐる恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸

給年額が六五五、五〇〇円以上七二三、三〇〇円未満の普通恩給又は扶助料で、六十歳以上の者に給するものの同年六月分以降の年額に関する第一項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額」とする。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。）については、昭和五十三年四月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号）附則別表第二」とする。

第四条 昭和五十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十三年四月一日から同年五月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改正後の恩給法第六十五条ノ二第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号）附則別表第三」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五十三年四月分以降、その年額（法律第五百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五百五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号）附則別表第四」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十三年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の傷病年金の年額に関する改正後の法律第五百五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号）附則別表第五」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その年額（法律第八十一号附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号）附則別表第六」とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、九万六千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万七千六百円（増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については六万六千円）その他の扶養家族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

3 恩給法第六十五条第六項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は法律第八十一号附則第十三条第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和五十三年六月分以降、その加給の年額を、十五万円に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）
第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについ

ては一人につき二万七千六百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

第十條 法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

第十一條 昭和五十三年四月分及び同年五月分の六十歳以上の者又は六十歳未満の妻で扶養遺族である子を有するものに給する扶助料の年額に關する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第八條第一項の規定の適用については、同項の(ウ)の表の下欄中「三六〇、〇〇〇円」とあるのは「三三七、九〇〇円」と、「二七〇、〇〇〇円」とあるのは「二五三、四〇〇円」と、「一八〇、〇〇〇円」とあるのは「一六九、〇〇〇円」とする。

第十二條 傷病者遺族特別年金については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の傷病者遺族特別年金の年額に關する改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「十三万五千元」とあるのは「十二万八千六百円」と、「十万三千三百円」とあるのは「九万六千五百円」とする。

第十三條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六(准士官以下)の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第七)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 昭和五十三年四月分及び同年五月分の扶助料に改定する。

の年額に關する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に關する法律第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「八十萬四千円」とあるのは「七十四萬六千円」と、「六十萬三千円」とあるのは「五十五萬九千五百円」とする。

第十四條 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律第五十五号附則第十四條(改正後の法律第五十五号附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する場合を含む。)の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十三年十月分から行ふ。

(旧軍人等に対する一時金の支給)

第十五條 旧軍人又は旧準軍人としての実在職年が三年以上である旧軍人又は旧準軍人で、失格原因がなくて退職し、かつ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたもののうち、次の各号のいずれにも該当しない者に對し、一万五千円の一時金を給するものとする。

一 昭和五十三年十月一日において現に普通恩給又は退職年金に關する恩給法以外の法令の規定により旧軍人又は旧準軍人としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受け

る権利を有している者
二 昭和五十三年十月一日前に旧軍人としての一時恩給を給することとされた者
2 前項の規定は、昭和五十三年十月一日前に死亡した旧軍人又は旧準軍人としての実在職年が三年以上である旧軍人又は旧準軍人の遺族(同項第二号に掲げる者の遺族を除く。)で、当該旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの(子については、昭和五十三年十月一日において未成年である者又は不具廢疾で生活資料を得るみちのない者に限る。)について準用する。この場合において、同項第一号中「普通恩給」とあるのは「扶助料」と、「基づく退職年金」とあるのは「基づく遺族年金」と、同項第二号中「一時恩給」とあるのは「一時扶助料」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定により給する一時金については、前二項に規定する場合を除くほか、旧軍人又はその遺族についての一時恩給又は一時扶助料に關する恩給法(これに基づく命令を含む。)及び法律第五十五号附則の規定を準用する。

(職權改定)
第十六條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号 恩給法等の一部を改正する法律案

を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十八条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。
附則別表第一(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
六二七、二〇〇円	六七二、四〇〇円
六五五、五〇〇円	七〇二、七〇〇円
六八四、六〇〇円	七三三、八〇〇円
七一三、三〇〇円	七六四、五〇〇円
七四二、七〇〇円	七九六、〇〇〇円
七六〇、九〇〇円	八一五、五〇〇円
七七九、三〇〇円	八三五、二〇〇円
八〇〇、一〇〇円	八五七、四〇〇円
八二九、五〇〇円	八八八、九〇〇円
八五五、〇〇〇円	九一六、二〇〇円
八七八、七〇〇円	九四一、五〇〇円
九〇七、五〇〇円	九七二、三〇〇円
九三六、五〇〇円	一、〇〇三、四〇〇円
九六八、三〇〇円	一、〇三七、四〇〇円
一、〇〇〇、三〇〇円	一、〇七一、六〇〇円
一、〇四〇、二〇〇円	一、一一四、三〇〇円
一、〇六五、六〇〇円	一、一四一、五〇〇円
一、〇九八、五〇〇円	一、一七六、七〇〇円
一、一三〇、四〇〇円	一、二一〇、八〇〇円

一、一九四、一〇〇円	一、二七九、〇〇〇円
一、二二一、一〇〇円	一、二九七、二〇〇円
一、二六〇、一〇〇円	一、三四九、六〇〇円
一、三二五、二〇〇円	一、四一九、三〇〇円
一、三九七、一〇〇円	一、四九六、二〇〇円
一、四三三、八〇〇円	一、五三五、五〇〇円
一、四六八、八〇〇円	一、五七二、九〇〇円
一、五一八、七〇〇円	一、六二六、三〇〇円
一、五四八、二〇〇円	一、六五七、九〇〇円
一、六三三、七〇〇円	一、七四九、四〇〇円
一、六七六、〇〇〇円	一、七九四、六〇〇円
一、七二〇、四〇〇円	一、八四二、一〇〇円
一、八〇五、七〇〇円	一、九三三、四〇〇円
一、八九二、〇〇〇円	二、〇二五、七〇〇円
一、九一四、二〇〇円	二、〇四九、五〇〇円
一、九八五、四〇〇円	二、一二五、七〇〇円
二、〇八六、四〇〇円	二、二二三、七〇〇円
二、一八六、四〇〇円	二、三四〇、七〇〇円
二、二四八、一〇〇円	二、四〇六、八〇〇円
二、三〇八、三〇〇円	二、四七一、二〇〇円
二、四三〇、六〇〇円	二、六〇二、〇〇〇円
二、五五〇、二〇〇円	二、七三〇、〇〇〇円
二、五七三、六〇〇円	二、七五五、一〇〇円
二、六六七、二〇〇円	二、八五五、二〇〇円
二、七八五、四〇〇円	二、九八一、七〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六二七、二〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇七を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、〇〇四、〇〇〇円を超える場合においては、その年額に二九五、二〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

二、九〇三、三〇〇円	三、一〇七、八〇〇円
三、〇二〇、三〇〇円	三、二二三、〇〇〇円
三、〇九三、八〇〇円	三、三一一、七〇〇円
三、一七二、七〇〇円	三、三九六、一〇〇円
三、三二四、二〇〇円	三、五五八、二〇〇円
三、四七七、五〇〇円	三、七二二、二〇〇円
三、五五四、七〇〇円	三、八〇四、八〇〇円
三、六二七、八〇〇円	三、八八三、〇〇〇円
三、七七七、二〇〇円	四、〇四二、九〇〇円
三、八四五、二〇〇円	四、一一五、七〇〇円
三、九二四、一〇〇円	四、二〇〇、一〇〇円
四、〇六六、八〇〇円	四、三五一、八〇〇円
四、二二三、一〇〇円	四、五一八、三〇〇円
四、三〇三、五〇〇円	四、五九八、七〇〇円
四、三七九、五〇〇円	四、六七四、七〇〇円
四、四五九、二〇〇円	四、七五四、四〇〇円
四、五三六、三〇〇円	四、八三一、五〇〇円
四、六九二、〇〇〇円	四、九八七、二〇〇円
四、八四七、九〇〇円	五、一四三、一〇〇円
四、九二五、〇〇〇円	五、二二〇、二〇〇円
五、〇〇四、〇〇〇円	五、二九九、二〇〇円

附則別表第二（附則第三条関係）

不具 痼 疾 の 程 度	年 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症	二、九三三、〇〇〇円
第 二 項 症	二、四〇〇、〇〇〇円
第 三 項 症	一、九二九、〇〇〇円
第 四 項 症	一、四八一、〇〇〇円
第 五 項 症	一、一五一、〇〇〇円
第 六 項 症	八九九、〇〇〇円

附則別表第三（附則第四条関係）

傷 病 の 程 度	金 額
第 一 款 症	三、一二〇、〇〇〇円
第 二 款 症	二、五八八、〇〇〇円
第 三 款 症	二、二二〇、〇〇〇円
第 四 款 症	一、八二四、〇〇〇円
第 五 款 症	一、四六三、〇〇〇円

附則別表第四（附則第五条関係）

傷 病 の 程 度	年 額
第 七 項 症	七五九、〇〇〇円

附則別表第五（附則第六条関係）

傷 病 の 程 度	年 額
第 一 款 症	七六五、〇〇〇円
第 二 款 症	五九七、〇〇〇円

普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、八四二、〇〇〇円とする。

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号 恩給法等の一部を改正する法律案

第 三 款 症	四六三、〇〇〇円
第 四 款 症	四〇七、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の九・五に相当する金額とする。

附則別表第六(附則第七条関係)

不具廃疾又は傷病の程度	年 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症	二、一九九、〇〇〇円
第 二 項 症	一、八〇〇、〇〇〇円
第 三 項 症	一、四四六、八〇〇円
第 四 項 症	一、一一〇、八〇〇円
第 五 項 症	八六三、三〇〇円
第 六 項 症	六七四、三〇〇円
第 一 款 症	六三一、五〇〇円
第 二 款 症	五七三、八〇〇円
第 三 款 症	四四七、八〇〇円
第 四 款 症	三四七、三〇〇円
第 五 款 症	三〇五、三〇〇円

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は五六九、三〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額は、この表の年額の十分の九・五に相当する金額とする。

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、一一四、三〇〇円	一、〇三七、四〇〇円
九一六、二〇〇円	八五七、四〇〇円

八五七、四〇〇円	八一五、五〇〇円
八三五、二〇〇円	七九六、〇〇〇円
七六四、五〇〇円	七〇二、七〇〇円

〔塚田十一郎君登壇 拍手〕

○塚田十一郎君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現行の恩給年額を、昭和五十二年度における国家公務員給与の改善を基礎として、本年四月分以降、五・九%ないし七・二%増額するとともに、普通恩給等の最低保障額の引き上げ、高齢者等の恩給年額についての特例の改善、旧軍人等の加算恩給の減算率の緩和、普通恩給と併給される傷病年金等の減額制の廃止、断続実在職年三年以上の旧軍人等に対する一時金の支給等を行うほか、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給の性格、恩給の改定実施時期の繰り上げ、最低保障額及び扶助料の給付水準の引き上げ、日赤救護看護婦等の救済措置、恩給に対する所得税法上の取り扱いの改善、恩給等の財源の今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、林理事より、恩給受給者の処遇改善に関する各党共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙君
副議長 加瀬 完君

議員

太田 淳夫君 馬場 富君
和泉 照雄君 矢原 秀男君
藤原 房雄君 桑名 義治君
相沢 武彦君 井上 計君
中野 明君 塩出 啓典君
柳澤 鍊造君 柄谷 道一君
金丸 三郎君 三木 忠雄君
峯山 昭範君 上林 繁次郎君
阿部 憲一君 和田 春生君
三治 重信君 遠藤 政夫君
衛藤 征士郎君 原田 立君
黒柳 明君 栗林 卓司君
木島 則夫君 松垣 徳太郎君
吉田 実君 鈴木 一弘君

宮崎 正義君 渋谷 邦彦君
柏原 ヤス君 藤井 恒男君
中村 利次君 原 文兵衛君
中村 禎二君 二宮 文造君
小平 芳平君 多田 省吾君
中尾 辰義君 田淵 哲也君
向井 長年君 新谷 寅三郎君
上原 正吉君 大石 武一君
下村 泰君 江田 五月君
市川 房枝君 青島 幸男君
秦 豊君 田 英夫君
前田 勲男君 北 修二君
熊谷 弘君 下条 進一郎君
鈴木 正一君 田原 武雄君
岩崎 純三君 伊江 朝雄君
浅野 祐君 長谷川 信君
後藤 正夫君 戸塚 進也君
糸山 英太郎君 中西 一郎君
坂元 親男君 寺下 岩藏君
林 道君 安孫子 藤吉君
世耕 政隆君 小林 国司君
中山 太郎君 志村 愛子君
古賀 雷四郎君 河本 嘉久蔵君

金井 元彦君 片山 正英君
土屋 義彦君 長田 裕二君
木村 睦男君 八木 一郎君
塚田 十一郎君 鍋島 直紹君
源田 実君 郡 祐一君
二木 謙吾君 小澤 太郎君
岩動 道行君 團田 清充君
丸茂 重貞君 大鷹 淑子君
平井 卓志君 井上 吉夫君
上條 勝久君 初村 滝一郎君
岩上 二郎君 田代 由紀男君
山本 富雄君 三善 信二君
真鍋 賢二君 増岡 康治君
高橋 圭三君 高平 公友君
竹内 深君 中村 啓一君
成相 善十君 野呂 田芳成君
遠藤 要君 亀井 久興君
坂野 重信君 堀内 俊夫君
佐々木 満君 森下 泰君
望月 邦夫君 最上 進君
細川 護熙君 斎藤 十朗君
青井 政美君 石破 二郎君
大島 友治君 岡田 広君

斎藤 栄三郎君 山東 昭子君
植木 光教君 安田 隆明君
梶木 又三君 嶋崎 均君
山崎 竜男君 増田 盛君
徳永 正利君 江藤 智君
大谷 藤之助君 町村 金五君
西村 尚治君 藤田 正明君
楠 正俊君 内藤 善三郎君
佐藤 信二君 藤川 一秋君
柿沢 弘治君 田山 雅也君
降矢 敬雄君 堀江 正夫君
降矢 敬義君 有田 一寿君
森田 重郎君 野末 陳平君
林 寛子君 福島 茂夫君
藤井 裕久君 高杉 勉忠君
村沢 牧君 勝又 武一君
宮田 輝君 福岡 日出麿君
鳩山 威一郎君 秦野 章君
広田 幸一君 案納 勝君
志苦 裕君 高橋 誉富君
中村 太郎君 永野 慶雄君
夏目 忠雄君 片山 甚市君
目黒 今朝次郎君 赤桐 操君

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号 議長の報告事項

五六六

小山 一平君	石本 茂君
鈴木 省吾君	久次米健太郎君
菅野 儀作君	安永 英雄君
竹田 四郎君	村田 秀三君
大塚 喬君	熊谷太三郎君
加藤 武徳君	山内 一郎君
曾ヶ久保重光君	山崎 昇君
浜本 万三君	瀬谷 英行君
坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君
佐藤 昭夫君	大森 昭君
松前 達郎君	龜山 篤君
山中 郁子君	安武 洋子君
内藤 功君	安恒 良一君
吉田 正雄君	大木 正吾君
沓脱タケ子君	小巻 敏雄君
福岡 知之君	森下 昭司君
対馬 孝且君	粕谷 照美君
小笠原貞子君	神谷信之助君
寺田 熊雄君	片岡 勝治君
上田 哲君	和田 静夫君
立木 洋君	橋本 敦君
久保 亘君	小野 明君
川村 清一君	田中寿美子君

野口 忠夫君	栗原 俊夫君
市川 正一君	渡辺 武君
秋山 長造君	小谷 守君
吉田忠三郎君	戸叶 武君
小柳 勇君	阿具根 登君
藤田 進君	河田 賢治君
内閣総理大臣	福田 赳夫君
外務大臣	園田 直君
大蔵大臣	村山 達雄君
通商産業大臣	河本 敏夫君
郵政大臣	服部 安司君
建設大臣	櫻内 義雄君
自治大臣	加藤 武徳君
国務大臣 (総務大臣)	稻村佐近四郎君
国務大臣 (科学技術庁長官)	熊谷太三郎君
政府委員 自治省財政局長	山本 悟君

の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
辞任	補欠
田代富士男君	和泉 照雄君
小笠原貞子君	山中 郁子君
地方行政委員	
辞任	補欠
岩動 道行君	衛藤征士郎君
亀長 友義君	成相 善十君
法務委員	
辞任	補欠
鈴木 正一君	上條 勝久君
佐藤 昭夫君	宮本 顯治君
大蔵委員	
辞任	補欠
衛藤征士郎君	岩動 道行君
藤井 裕久君	降矢 敬義君
宮本 顯治君	佐藤 昭夫君
波辺 武君	小巻 敏雄君
文教委員	
辞任	補欠
小巻 敏雄君	渡辺 武君
社会労働委員	

辞任	補欠
成相 善十君	亀長 友義君
吉田 正雄君	浜本 万三君
山中 郁子君	小笠原貞子君
農林水産委員	
辞任	補欠
浜本 万三君	吉田 正雄君
商工委員	
辞任	補欠
植木 光教君	増岡 康治君
運輸委員	
辞任	補欠
和泉 照雄君	田代富士男君
建設委員	
辞任	補欠
降矢 敬義君	藤井 裕久君
増岡 康治君	植木 光教君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
科学技術振興対策特別委員	
辞任	補欠
吉田 正雄君	山崎 昇君

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員

議長の報告事項

ロッキード問題に関する調査特別委員

辞任 補欠

亀長 友義君 増岡 康治君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

科学技術振興対策特別委員会

理事 松前 達郎君 (吉田正雄君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案(山田耻目君

外九名提出)

国税通則法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出)

大蔵委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(鈴木強君外五名提出)

通信委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

著作権法の一部を改正する法律案

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

戦時災害援護法案(片山基市君外四名発議)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

各種手数料等の改定に関する法律案

森林組合法案

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

同日本院は、行政監理委員会委員に市川誠君、稲葉秀三君、大槻文平君、林修三君、宮崎輝君及び八木淳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

刑事補償法の一部を改正する法律

各種手数料等の改定に関する法律

森林組合法

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 補欠

浅野 抵君 河本嘉久蔵君

降矢 敬義君 藤井 裕久君

吉田忠三郎君 丸谷 金保君

小巻 敏雄君 渡辺 武君

文教委員

辞任 補欠

渡辺 武君 小巻 敏雄君

社会労働委員

辞任 補欠

河本嘉久蔵君 浅野 抵君

農林水産委員 辭任 補欠 丸谷 金保君 吉田忠三郎君	建設委員 辭任 補欠 藤井 裕久君 降矢 敬義君	決算委員 辭任 補欠 三治 重信君 田淵 哲也君	懲罰委員 辭任 補欠 田淵 哲也君 三治 重信君	同日議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。 科学技術振興対策特別委員 辭任 補欠 森下 昭司君 吉田 正雄君	ロッキード問題に関する調査特別委員 辭任 補欠 増岡 康治君 龜長 友義君	一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員
辭任 補欠 佐藤 三吾君 上田 哲君	外務委員 辭任 補欠 上田 哲君 佐藤 三吾君	大蔵委員 辭任 補欠 野末 陳平君 柿沢 弘治君	商工委員 辭任 補欠 杳脱タケ子君 市川 正一君	通信委員 辭任 補欠 市川 正一君 杳脱タケ子君	決算委員 辭任 補欠 田淵 哲也君 三治 重信君	懲罰委員 辭任 補欠 大谷藤之助君 塩見 俊二君
た。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。 民事執行法案 同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づき昭和五十二年漁業の動向に関する年次報告及び昭和五十三年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。 昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。 大蔵委員 辭任 補欠 矢田部 理君 大塚 喬君	農林水産委員 辭任 補欠 河田 賢治君 市川 正一君	社会労働委員 辭任 補欠 浜本 万三君 安恒 良一君	農林水産委員 辭任 補欠 河田 賢治君 市川 正一君	農林水産委員 辭任 補欠 河田 賢治君 市川 正一君	農林水産委員 辭任 補欠 河田 賢治君 市川 正一君	農林水産委員 辭任 補欠 河田 賢治君 市川 正一君
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書

の締結について承認を求めるの件

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

世界観光機関(W.T.O.)憲章の締結について承認を求めるの件

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第三十四号)の締結について承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置

法の一部を改正する法律案可決報告書

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件議決報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正す

る法律案可決報告書

恩給法等の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

世界観光機関(W.T.O.)憲章の締結について承認を求めるの件

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第三十四号)の締結について承認を求めるの件

第十五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

四二 二 終わり
三 二 村上大蔵大臣 村山大蔵大臣

昭和五十三年四月二十六日 参議院會議録第十八号

五七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(六台)
〒107